

昭島市の財政

～ 平成 20 年度決算 ～



(写真：昭島 3・4・9 号線開通記念式典)

平成 21 年 12 月

昭 島 市

はじめに

平成 20 年度の「昭島市の財政」がまとまりました。

平成 20 年度の一般会計決算は、歳入総額 373 億 2 千万円、歳出総額 368 億 8 千万円で、形式収支は 4 億 4 千万円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても 4 億 2 千万円の黒字となりました。これは、財政調整基金などの積立金の取崩しを前年度に比べ 8 億 6 千万円増加したことによるもので、財政状況は、引き続き厳しいものとなっています。

歳入は、社会経済状況の大きな変化から企業収益の急激な減少等により法人市民税が大幅に減となり、また、小学校校舎・体育館耐震補強工事など大規模建設事業の財源としての国都支出金が増となりました。

一方、歳出は、都市計画道路 3・4・2 号整備事業や昭和公園整備事業などを実施したほか、生活保護費や保育所運営費などの扶助費の増加にも対応するとともに、国民健康保険などの特別会計へも多額の繰出しを行いました。収支の均衡を保つための財源補てんとしては、将来負担を考慮し赤字地方債である臨時財政対策債の借入を前年度の 5 億円から皆減したものの、財政調整基金など積立金の取崩しを 13 億 8 千万円行いました。

平成 21 年度は、歳入では市内企業の収益悪化などによる法人市民税の大幅な減少とともに、税に連動した各種交付金も軒並み減少すると見込まれ一段と厳しい状況となっています。

また、歳出では少子高齢化の進行などによる扶助費の増加や多様化する市民ニーズの高まりによる財政需要とともに、学校施設耐震化計画の着実な実施、昭和公園野球場整備事業や拝島駅周辺整備事業をはじめとする都市基盤整備への取組みなど、行政需要も増大しています。

更に国や都においては、自らの歳出削減努力の徹底とともに市町村への財政支援については、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化などの見直しを積極的に図っており、補助負担金の見直しなどの動向によっては本市にも大きな影響が及ぶものと懸念されます。

こうした中、地方自治体において財政の健全化は全国的に喫緊の課題であります。本市では平成 6 年度から事務事業の見直しや職員数の削減など、行財政改革に取り組んできましたが、今後も中期行財政運営計画に基づいての行財政改革を推進するとともに、限られた財源の効率的・効果的な執行により財政基盤の強化に努めてまいります。

行財政環境は厳しい状況が続きますが、昭島新時代の都市基盤整備事業も着々と進めており、将来都市像である『人・まち・緑の共生都市あきしま』の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野で市民の皆様の皆様のご期待に応えてまいりたいと存じます。

この小冊子は、平成 20 年度の普通会計決算に基づき作成しました。また、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要も掲載しております。この小冊子が、本市の財政状況をご理解頂くうえでの一助となれば幸いです。

引き続き市政運営に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 21 年 12 月

昭 島 市

目 次

<財政規模>

決算規模の推移	・ ・ ・ ・ ・	1
実質収支及び単年度収支の推移	・ ・ ・ ・ ・	1

<歳 入>

歳入額の推移	～法人市民税の大幅な減少～	・ ・ ・ ・ ・	2
市税の推移	～市税徴収率の向上が喫緊の課題～	・ ・ ・ ・ ・	3
地方交付税	～普通交付税は16年度以降不交付に～	・ ・ ・ ・ ・	4
一般財源の推移	～一般財源は減少～	・ ・ ・ ・ ・	5
自主・依存財源の推移	～依然として自立性を欠く財政～	・ ・ ・ ・ ・	6
国・都支出金の推移	～増加が続く扶助費充当額～	・ ・ ・ ・ ・	7
財源不足への対応	～赤字地方債から基金の繰入れへ～	・ ・ ・ ・ ・	8

<歳 出>

性質別歳出額の推移	～普通建設事業費が大幅増～	・ ・ ・ ・ ・	9
人件費の推移	～職員数、職員給は減少へ～	・ ・ ・ ・ ・	10
扶助費の推移	～増加を続ける扶助費～	・ ・ ・ ・ ・	11
扶助費の内訳	～利用者1人当たりのサービス受給額～	・ ・ ・ ・ ・	12
公債費の推移	～予断を許さない今後の動向～	・ ・ ・ ・ ・	13
普通建設事業費の推移	～増加する普通建設事業費～	・ ・ ・ ・ ・	14
その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	15

<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移	～経常収支比率は2.8ポイント悪化～	・ ・ ・ ・ ・	16
市債現在高の推移	～市債現在高はゆるやかに減少～	・ ・ ・ ・ ・	17
市民一人当たりの市債現在高と公債費比率の推移	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	18
基金現在高の推移	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	19

<健全化判断比率及び資金不足比率>

あらまし	・ ・ ・ ・ ・	20
実質赤字比率	・ ・ ・ ・ ・	21
連結実質赤字比率	・ ・ ・ ・ ・	21
実質公債費比率	・ ・ ・ ・ ・	22
将来負担比率	・ ・ ・ ・ ・	23
資金不足比率	・ ・ ・ ・ ・	24

<今後の財政の健全化に向けて>

歳入の確保	・ ・ ・ ・ ・	25
歳出の抑制	・ ・ ・ ・ ・	25

平成20年度は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間です。なお、平成21年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、年度末までに終了したものとして処理しています。

各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しないことがあります。

原則として、普通会計の決算数値を使用しています。普通会計とは、決算統計上の会計で、総務省で定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国統一に用いられる会計です。

本書中の「26市」とは、昭島市を含む東京都内26市（平成3年度から平成11年度までは27市）です。

< 財政規模 >

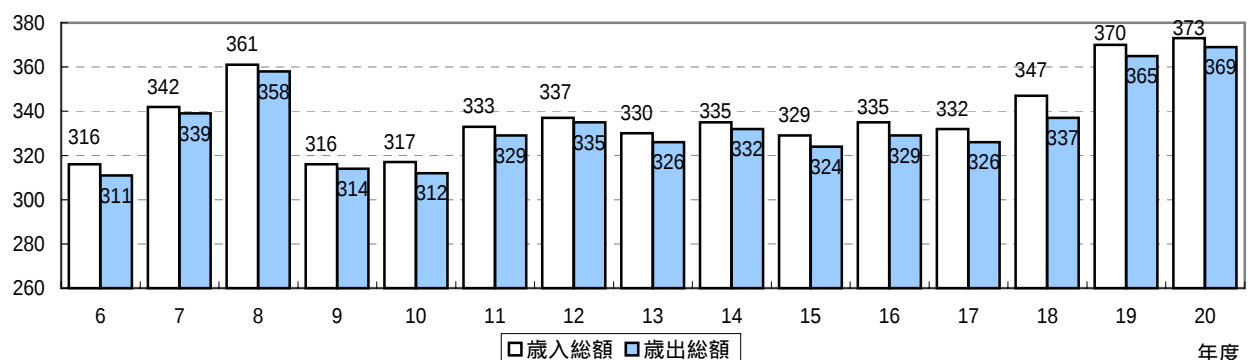
決算規模の推移

平成20年度の決算は、歳入歳出ともに前年度を上回り、市制施行後最大規模となりました。歳入では、法人市民税の減収などにより市税が対前年度比3億5千万円の減となるものの、大規模建設事業の財源としての国・都支出金や地方債が増加したことなどから、対前年度比3億5千万円の増となりました。歳出では、人件費や積立金などの減があるものの、昭和公園整備事業などの普通建設事業費の増に加え、市税還付金及び還付加算金などの増により対前年度比約3億6千万円の増となりました。

なお、財源の不足には財政調整基金などの基金を取崩して対応し、収支のバランスを保ちました。

億円

決 算 額 の 推 移

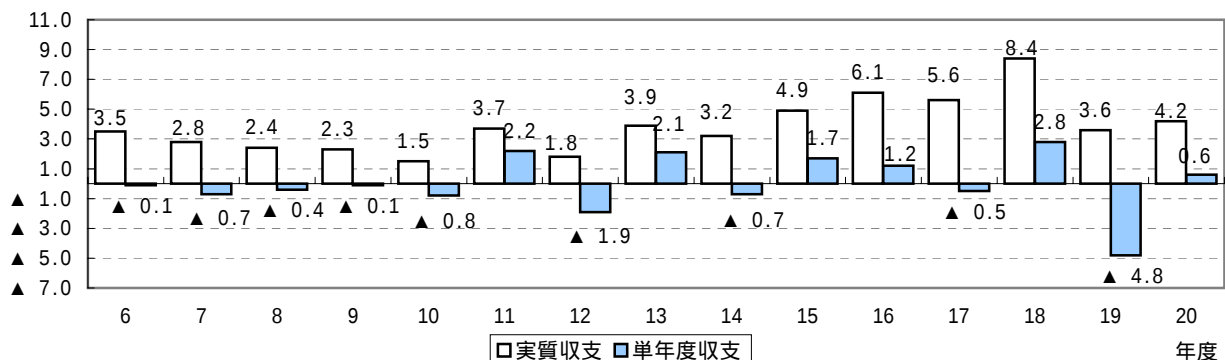


実質収支及び単年度収支の推移

実質収支は4億2千万円(平成20年度26市平均：約12億5千万円)の黒字となり、都内の全市と同様に黒字を保っています。また、前年度からの繰越金を除いた単年度収支も6千万円のプラスとなりました。

億円

実質収支及び単年度収支の推移



～ 用 語 解 説 ～

実質収支：歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算剰余金(赤字の場合は純損失)

実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支：「実質収支」は前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度だけの収支を捉えるものです。

単年度収支 = 実質収支 - 前年度実質収支

<歳入>

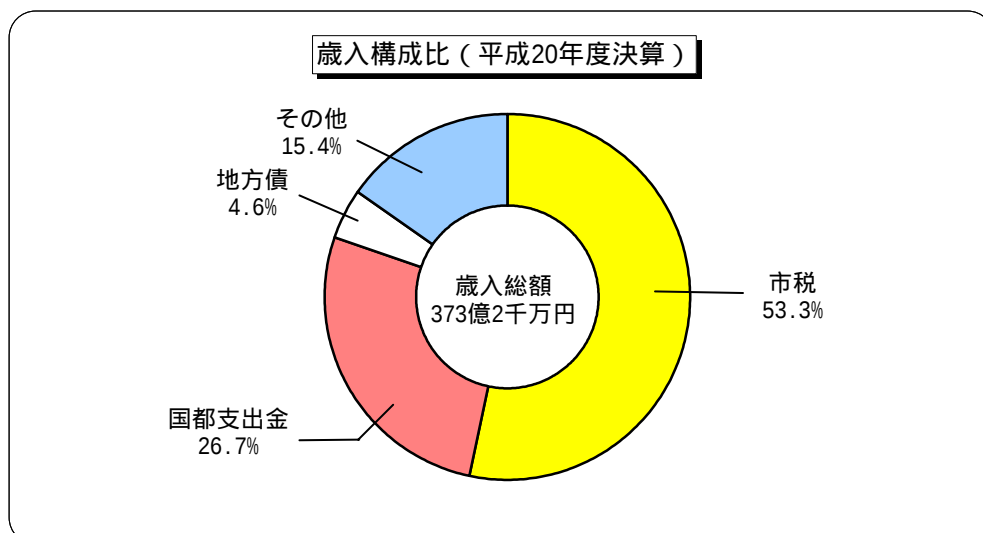
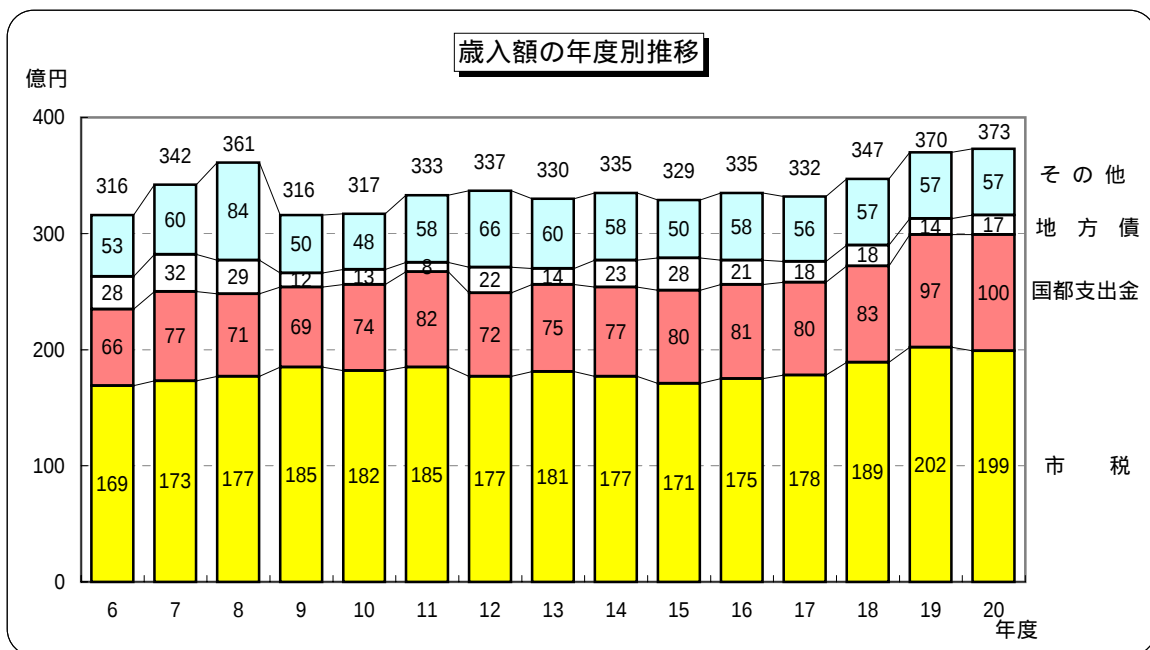
歳入額の推移 ～法人市民税の大幅な減少～

歳入には、市税、地方譲与税、地方消費税交付金、国庫支出金、都支出金、使用料及び手数料、市債などがあります。平成20年度の歳入は373億2千万円で、対前年度比約3億5千万円の増となりました。この要因は、景気の後退により企業収益が悪化し市税が対前年度比3億5千万円の減となりましたが、昭和公園整備事業や小学校校舎・体育館耐震補強工事費などの大規模建設事業の実施により、その財源としての国庫支出金、都支出金及び地方債が増加したことなどが挙げられます。

市税は、市の基幹的収入で歳入全体の53.3%を占めています。個人市民税は、前年度税制改正の影響の平年度化などにより2億円の増となりましたが、法人市民税が企業収益の低迷により6億2千万円の減となったため、全体では大きく減少しました。

国庫支出金と都支出金は、市税の次に多く、合計で歳入全体の26.7%を占めていますが、これらの支出金は建設事業などの補助対象事業費により毎年変動します。

また、図から見ると、市庁舎新築工事を実施した平成7・8年度や拝島駅周辺整備事業が本格化した平成18年度～20年度は、建設事業に伴う国庫支出金や市債の借入れが多額だったため、歳入規模が大きく膨らんでいます。

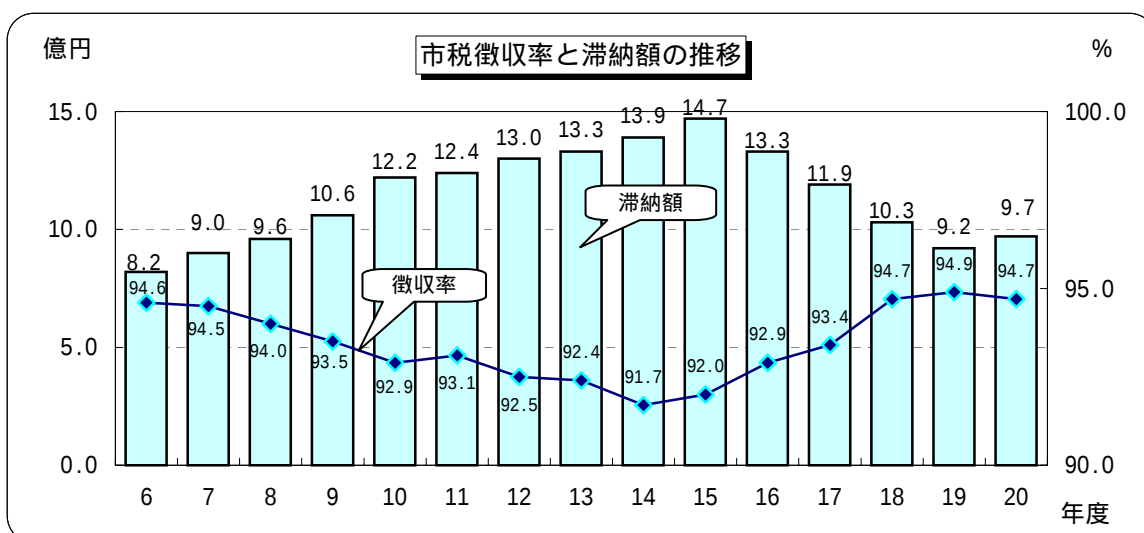
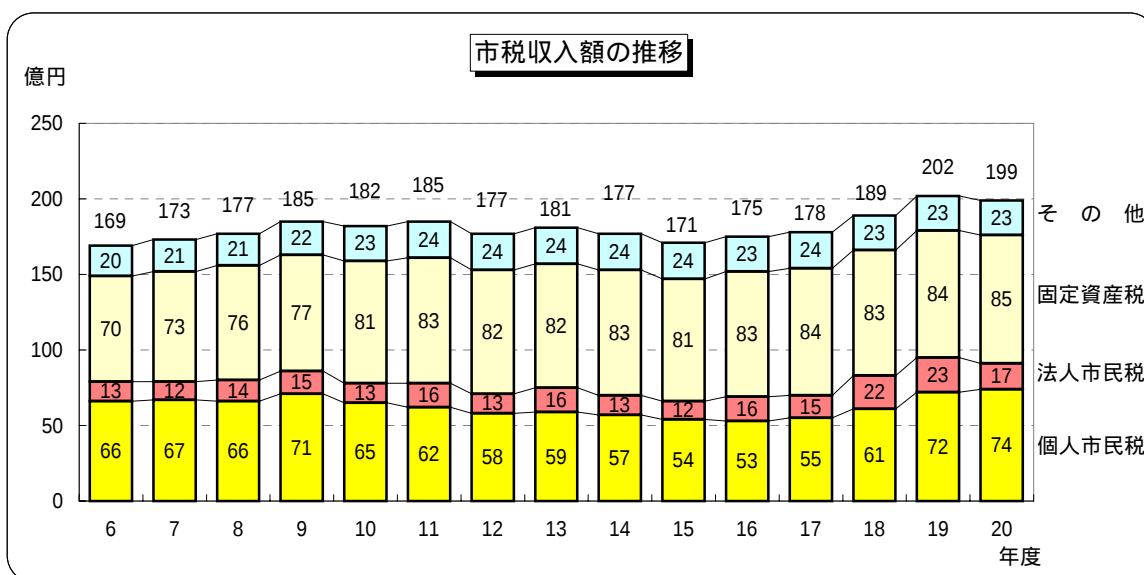


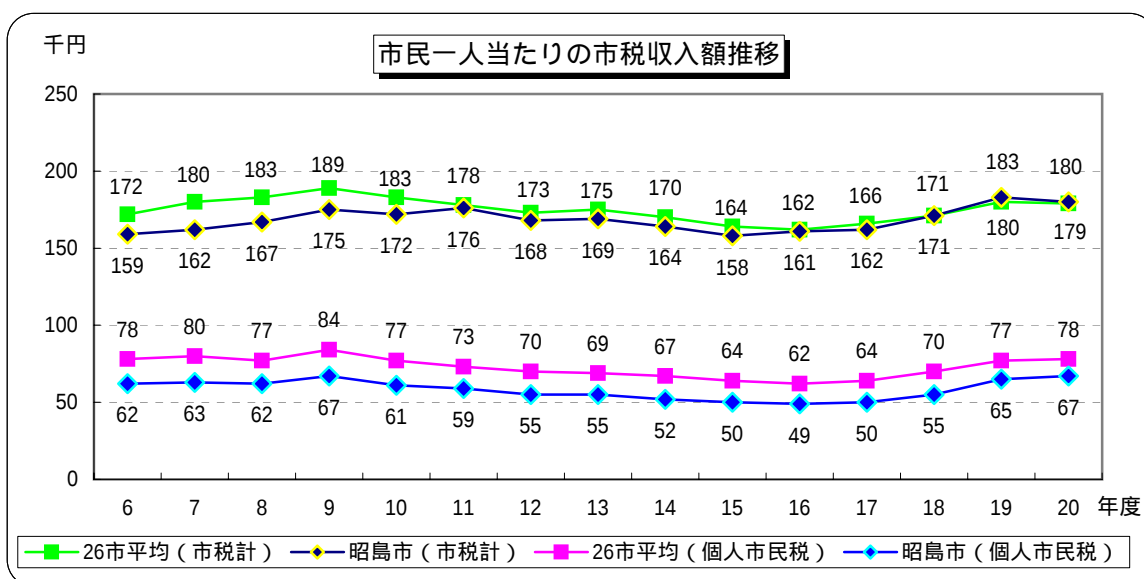
市税の推移 ～市税徴収率の向上が喫緊の課題～

平成20年度の市税収入は198億8千万円で、前年度に比べ3億5千万円1.7%の減となりました。個人市民税や固定資産税は増加したものの、経済情勢の悪化による法人市民税の大幅な減少が影響しています。

市税の徴収率は、平成15年度から上昇していましたが、平成20年度は対前年度比0.2ポイント減の94.7%となり、26市の平均徴収率95.4%に比べ、0.7ポイント低い状況となっています。また、平成20年度の市税滞納額は9億7千万円で、前年度から5千万円増加しました。徴収率の向上は税負担の公平性や歳入確保のための重要な課題であり、市では「市税等収納対策本部」を中心に、徴収率の向上に努めています。

なお、平成20年度の個人市民税の市民一人当たりの負担額は67,035円で、26市の平均78,391円に比べ11,356円低くなっていますが、法人市民税や固定資産税などを含めた市税全体では市民一人当たりの負担額が179,815円となり、26市の平均178,695円を若干上回っています。

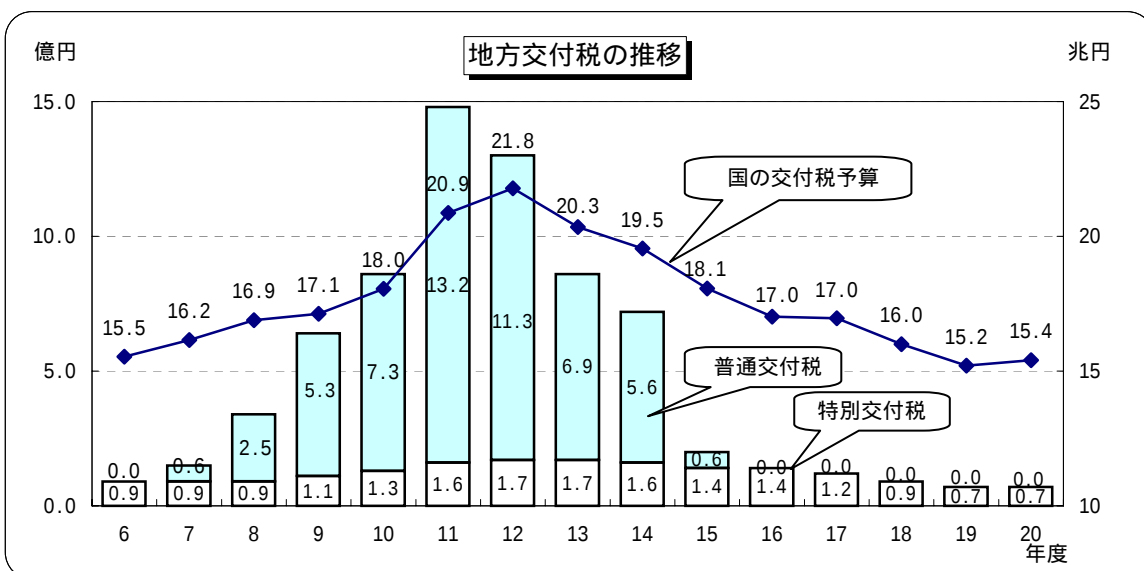




地方交付税 ～普通交付税は16年度以降不交付に～

普通交付税は、平成11年度の交付額をピークに平成12年度以降減少を続け、平成16年度には普通交付税が交付されない不交付団体となりました。しかし、不交付団体になったからと言って、財政状況は決して好転した訳ではありません。これは、国の交付税財源の不足により、平成13年度から国が交付税として交付すべき金額の一部を、地方自治体が借金(臨時財政対策債)して賄うように制度が変更されたことや、国の「三位一体の改革」により交付税総額が抑制されてきた影響によります。

特別交付税は、普通交付税の算定とは別に、災害や基地対策経費など特別な事情による歳出に対して交付されます。平成20年度は、7千万円の交付を受けました。



～用語解説～

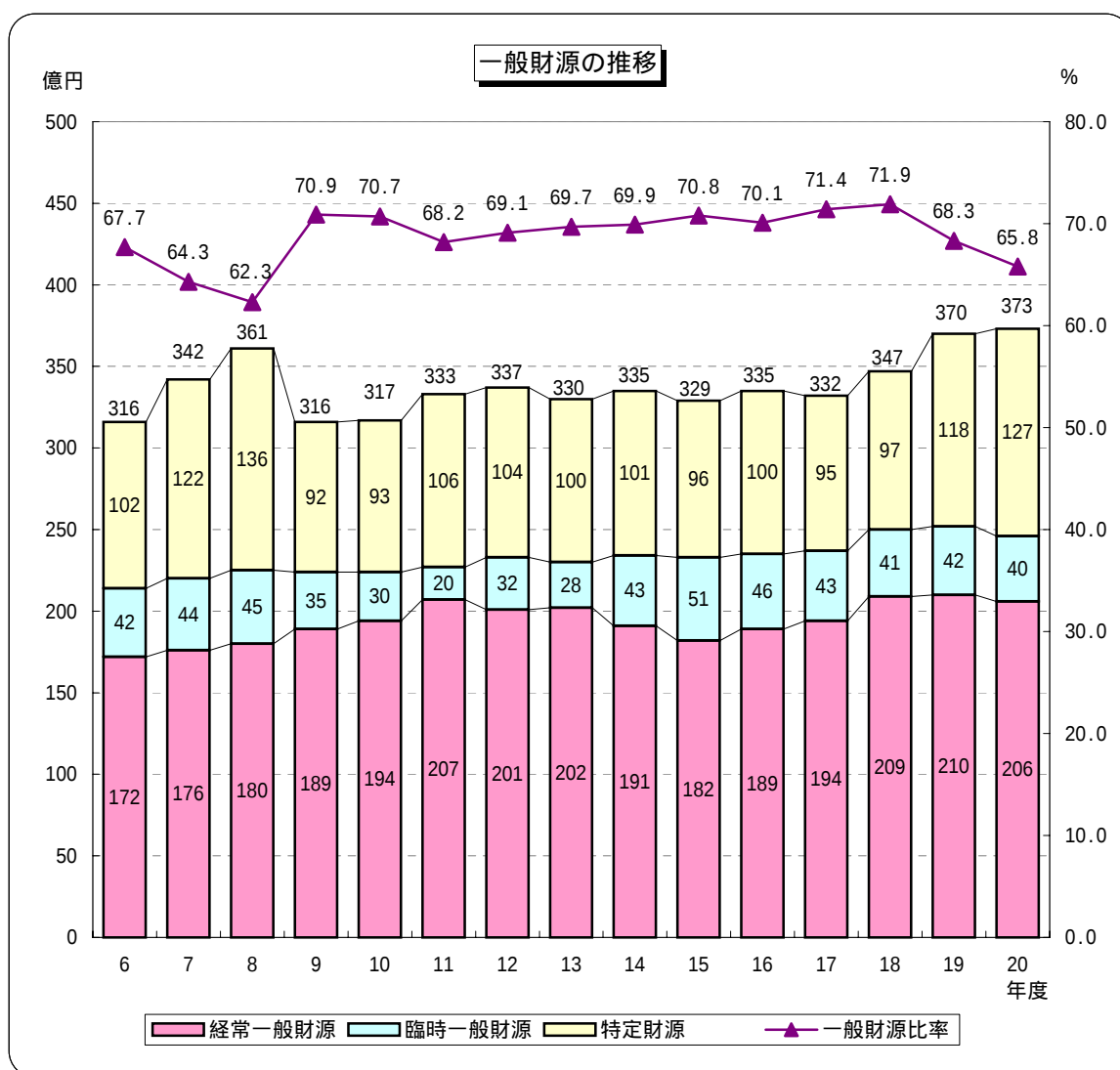
地方交付税： 普通交付税と特別交付税とがあり、その財源は、法人税、所得税、消費税、酒税、たばこ税の国税5税の一定割合と、国の一般会計からの加算や交付税特別会計における借入金です。このうち94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されます。

普通交付税： 地方自治体の財源を保障する機能と調整する機能があり、国の基準に基づいて算定した標準的な歳入額が標準的な歳出額に対して不足する自治体に交付されます。

一般財源の推移 ～一般財源は減少～

一般財源には、市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税に加え、臨時財政対策債などの赤字地方債があります。使い道が限定されている特定財源とは違い、地方自治体が自由に使えるお金で、一般的に歳入総額に占める一般財源の比率が高ければ高いほど、財政の自立性・弾力性が高いといえます。

平成20年度の一般財源は、市税の減などにより245億7千万円となり、前年度に比べ6億7千万円減少しました。また、普通建設事業の財源などの影響で特定財源が10億1千万円増加したことから、一般財源比率は2.5%の低下となりました。



～ 用語解説 ～

一般財源：一般財源とは、使途が特定の目的に限定されていないどんな経費にも自由に使える財源のことで、市税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金などが主なものです。歳入に占める一般財源の比率が高いほど、自治体が独自の事業を展開することができることを示しており、財政の健全性を見る指標の一つになります。

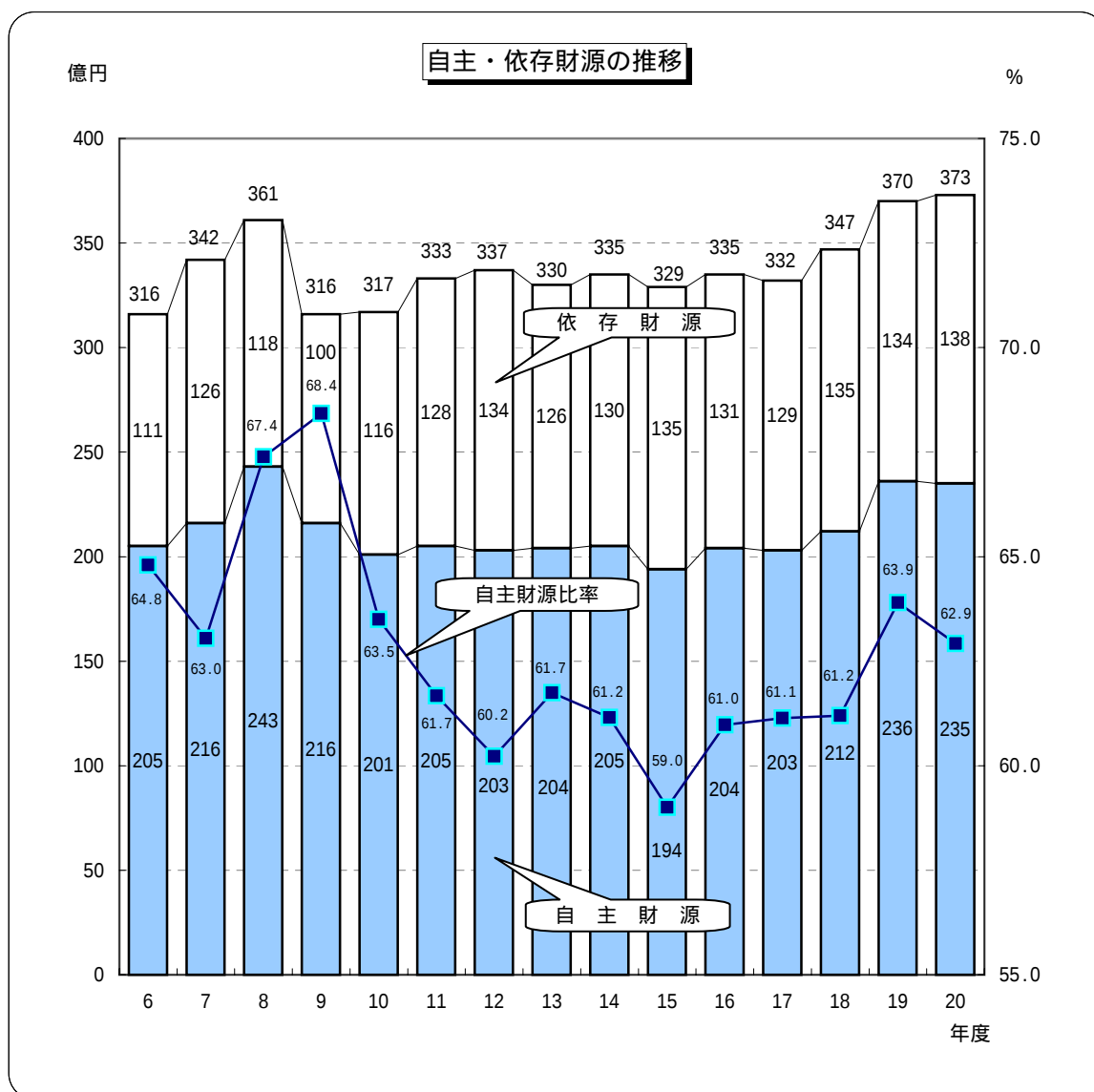
特定財源：使いみちが予め定められている財源のことで、国や都からの負担金や補助金、使用料や手数料、建設事業に当てる市債などがあります。

一般財源比率：
$$\frac{\text{一般財源}}{\text{歳入総額}}$$

自主・依存財源の推移 ～依然として自立性を欠く財政～

平成20年度の自主財源は234億8千万円で、歳入総額に占める割合は62.9%になっています。この自主財源比率は、平成19年度に税源移譲や定率減税の廃止などの大きな税制改正により増加しましたが、平成20年度は市税の減などから、1.0ポイントの減少となりました。

市の歳入は依然として国・都の支出金や市債などの依存財源に頼った構造になっており、財政の自立性がその分失われていることを示しています。自主財源比率の26市平均は63.5%で、本市は平均を0.6ポイント下回っています。



～ 用語解説 ～

自主財源：市が独自に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入等がこれにあたります。自主財源の比率が高いほど、行政の自主性と安定性が確保されることになります。

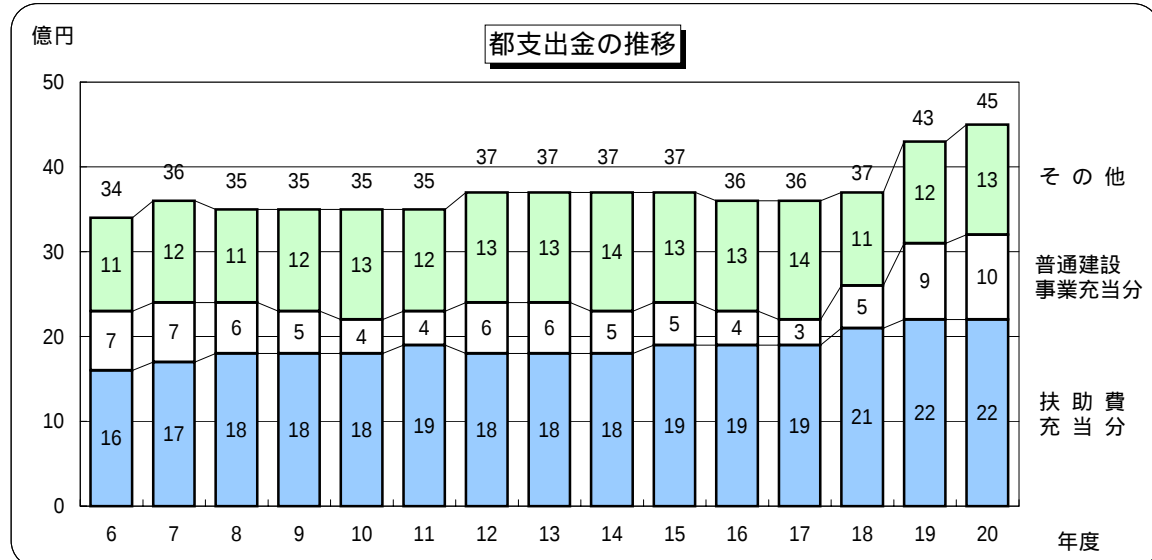
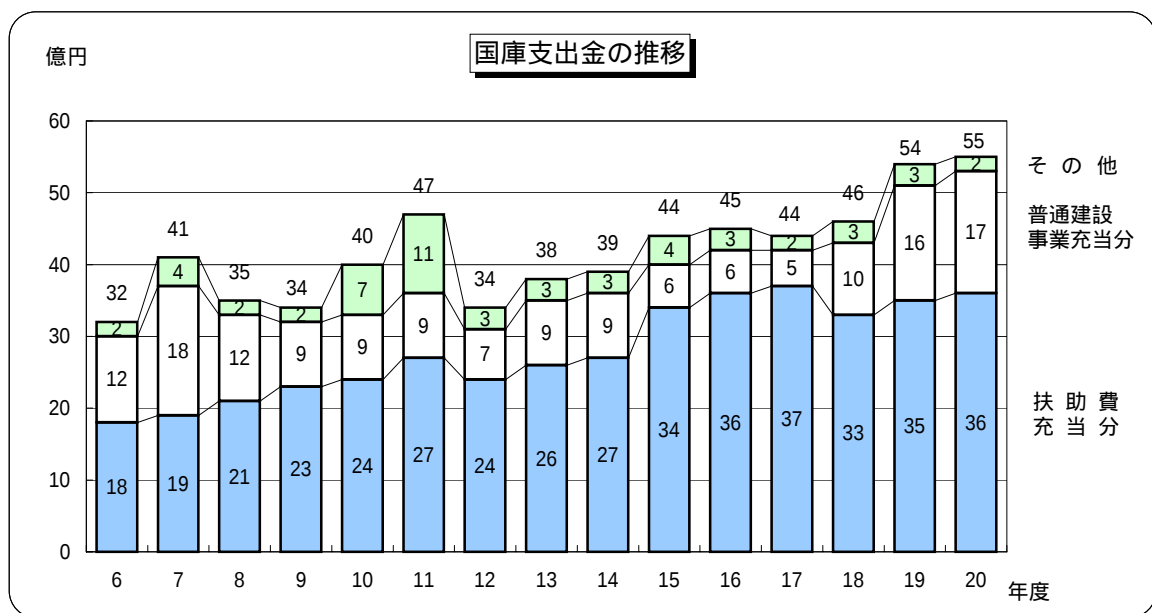
依存財源：国や都から交付される財源で、地方交付税、地方譲与税、国・都支出金、地方債などがこれにあたります。

自主財源比率：
$$\frac{\text{自主財源}}{\text{歳入総額}}$$

国・都支出金の推移 ～増加が続く扶助費充当額～

平成20年度の国・都支出金は合計で99億7千万円で、歳入全体に占める割合は26.7%になっています。このうち、国・都支出金が生活保護費や児童手当などの扶助費に充てられた金額は57億9千万円58.1%に達しており、前年度の56億5千万円に比べ1億円4千万円の増となっています。平成6年度と比較すると、特に国庫支出金においては扶助費の急増にともない充当額は倍増しています。

また、普通建設事業費については、昭和公園整備事業や小学校校舎・体育館耐震補強工事などの補助対象事業費が増えたため、充当額は増加しています。



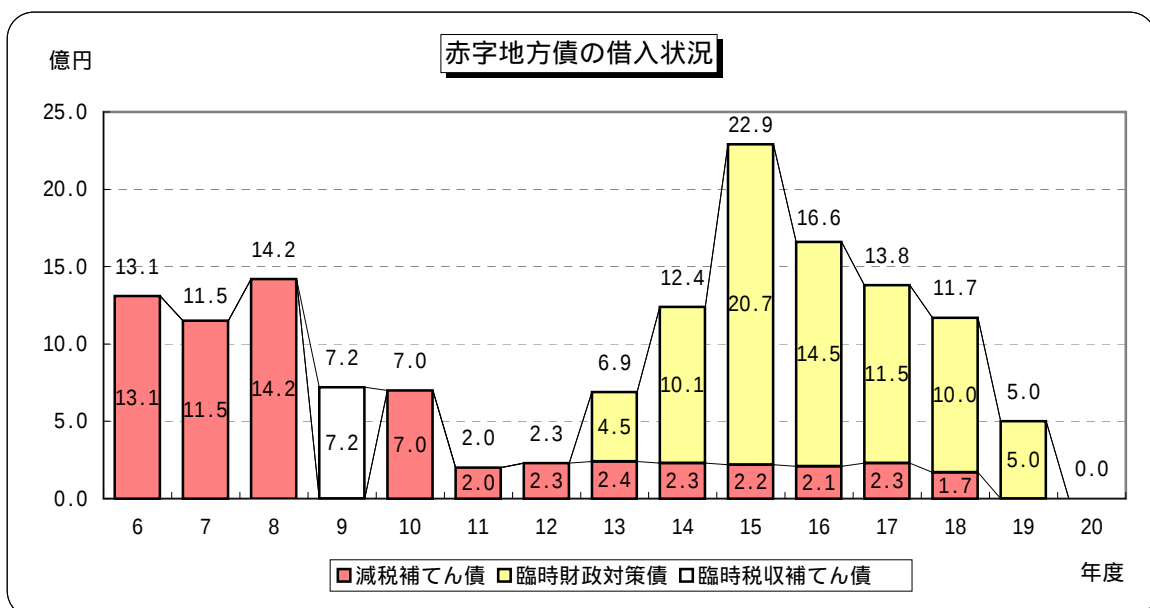
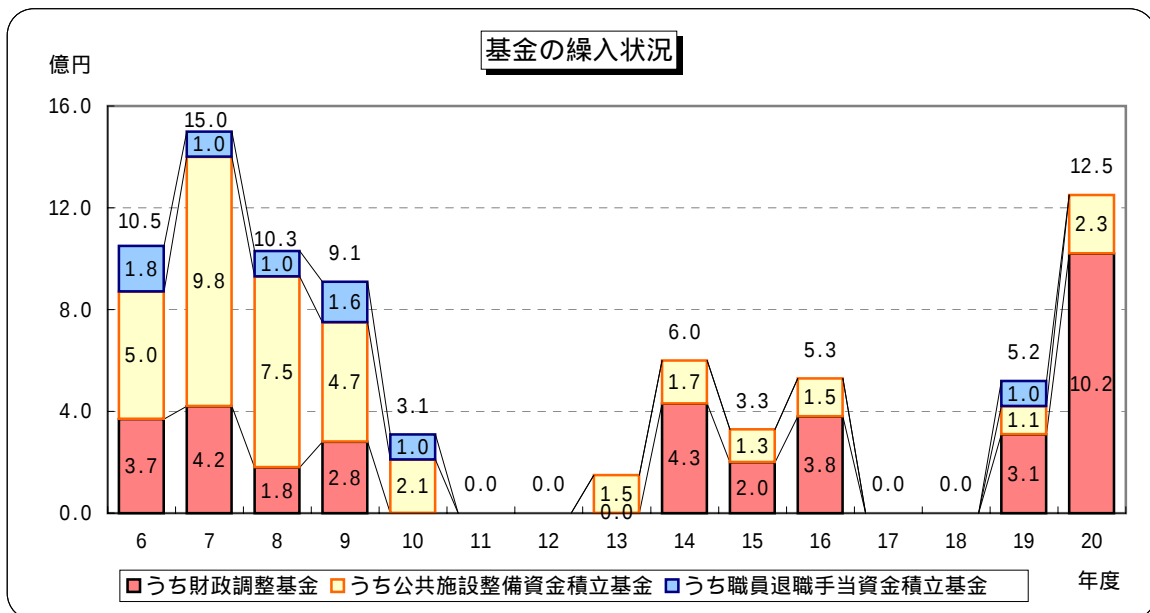
～ 用語解説 ～

国・都支出金：国や都の支出金には、法令により自治体への支出が義務づけられている生活保護費負担金のような「負担金」、一定の政策目的の遂行又は奨励のために交付される義務教育施設整備費補助金のような「補助金」、国の事務が自治体に委託されたときに事務経費として交付される外国人登録事務委託金のような「委託金」があります。

財源不足への対応 ～赤字地方債から基金の繰入れへ～

長引く景気の低迷により市税収入などが伸びない中、歳出においては、少子高齢化などによる扶助費の増加や、国民健康保険、介護保険などの特別会計への繰出金などにより収支の均衡は失っており、財源不足に対しては平成3年度以降、基金の取崩しや赤字地方債の借入れにより対応してきました。

平成20年度末にはこの赤字地方債の残高が105億5千万円にもなっており、今後その償還が将来の財政運営の重石となりかねないため、平成20年度は赤字地方債の借入れを行いませんでした。一方で、平成19年度に3億1千万円の取り崩しを行った財政調整基金は、平成20年度では10億2千万円を取り崩す状況となりました。また、大規模普通建設事業の対応として、公共施設整備資金積立基金を取り崩しました。



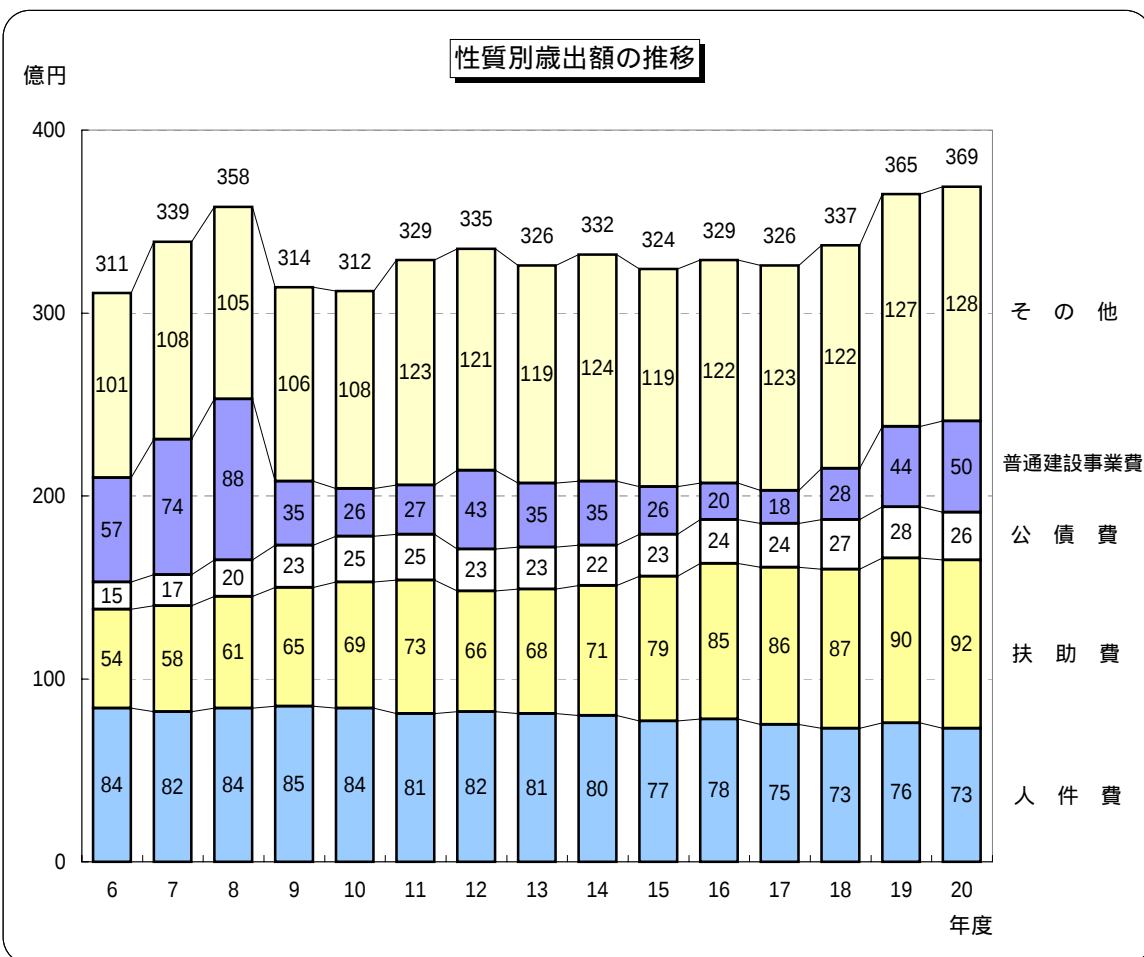
<歳出>

性質別歳出額の推移 ～普通建設事業費が大幅増～

平成20年度の歳出は368億8千万円で、人件費や積立金などの減があるものの、昭和公園整備事業などの普通建設事業費の大幅な増に加え、市税還付金及び還付加算金などの増により対前年度比約3億6千万円の増となりました。

歳出は、民生費、教育費など行政の目的別に分けた「目的別分類」と、人件費、扶助費及び物件費など経費の性質別に分けた「性質別分類」に区分されます。

「性質別分類」では、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費のうち、人件費は職員の退職者数の減や職員数の削減などにより前年度に比較し減少しています。また、扶助費は増加し続けており、平成15年度以降は義務的経費のうち最大の歳出項目となっています。公債費は、ごみ処理施設の起債償還の減などから減少しましたが、普通建設事業費は、昭和公園整備事業や小学校校舎・体育館耐震補強工事などにより前年度に比較し増加しています。なお、平成12年度には扶助費が減少していますが、これは介護保険制度の施行に伴い老人保護措置費などの扶助費の一部が介護保険特別会計に移行したことによります。



～用語解説～

義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいい、人件費、扶助費、公債費の三つの経費がこれにあたります。

人件費：職員、議員や非常勤職員に対し勤務の対価、報酬として支払われる経費です。

扶助費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を支給する経費です。

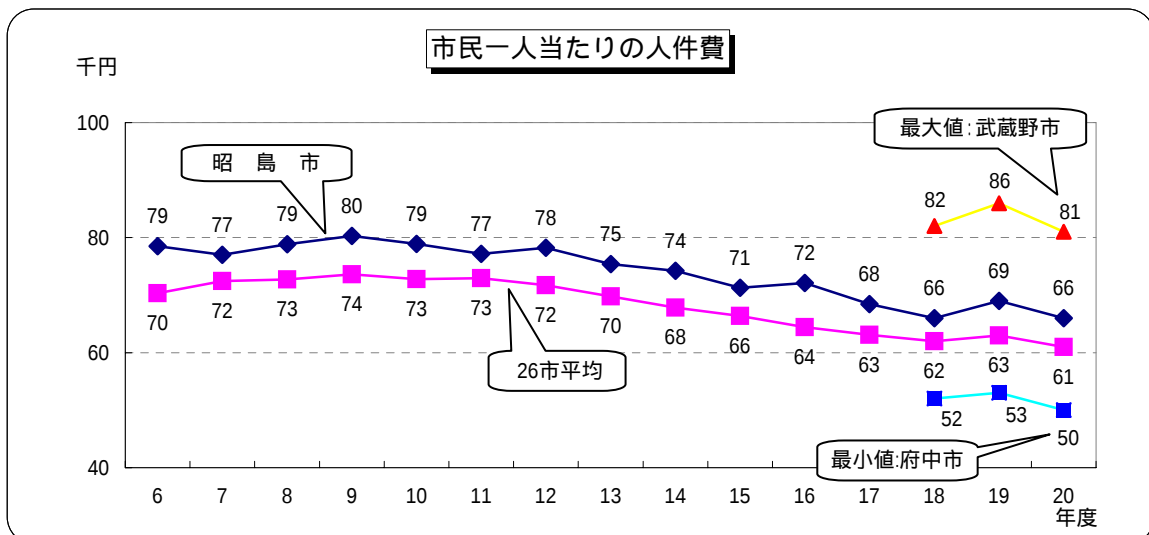
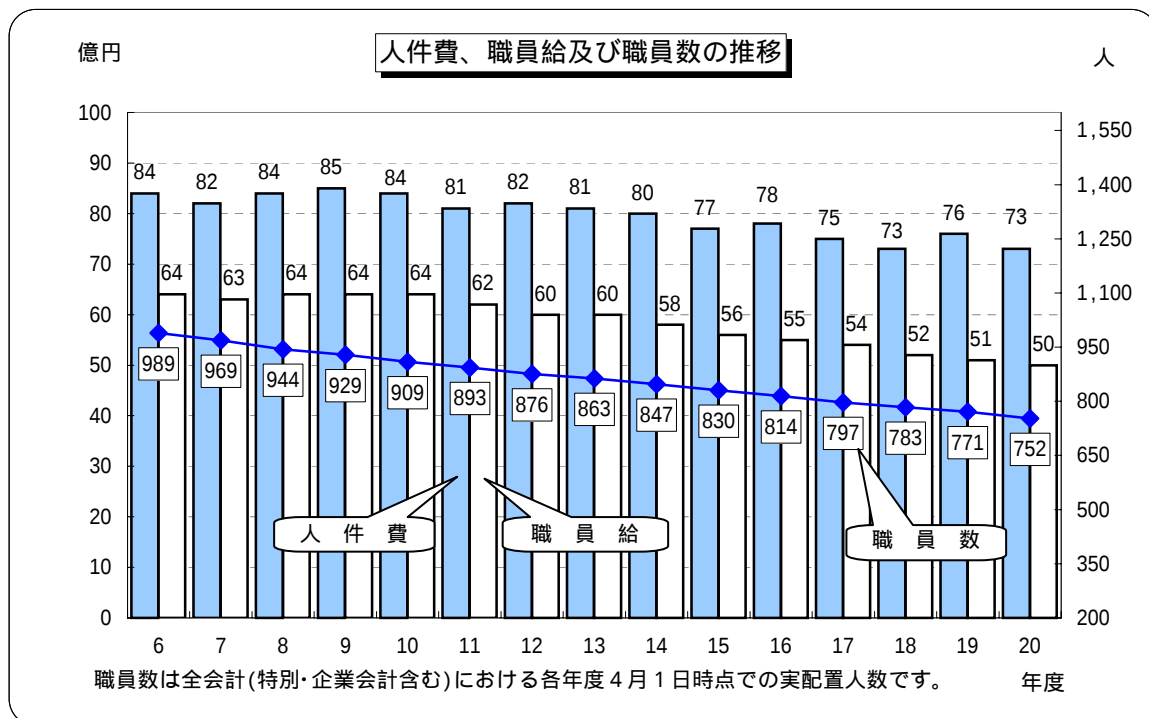
公債費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

普通建設事業費：施設建設や道路建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

人件費の推移 ～職員数、職員給は減少へ～

平成20年度の人件費の決算額は72億6千万円で、前年度に比べ3億3千万円4.3%減少しました。これは職員退職者数の減少による退職手当の減などによるものです。職員数については、これまでの行財政健全化の取組により、平成20年度までの14年間で237名を削減しました。

しかし、市民一人当たりの人件費は65,678円で26市の平均と比較して4,348円高く、引き続き人件費の抑制に努めていく必要があります。



～用語解説～

人 件 費：職員、議員や非常勤職員に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。

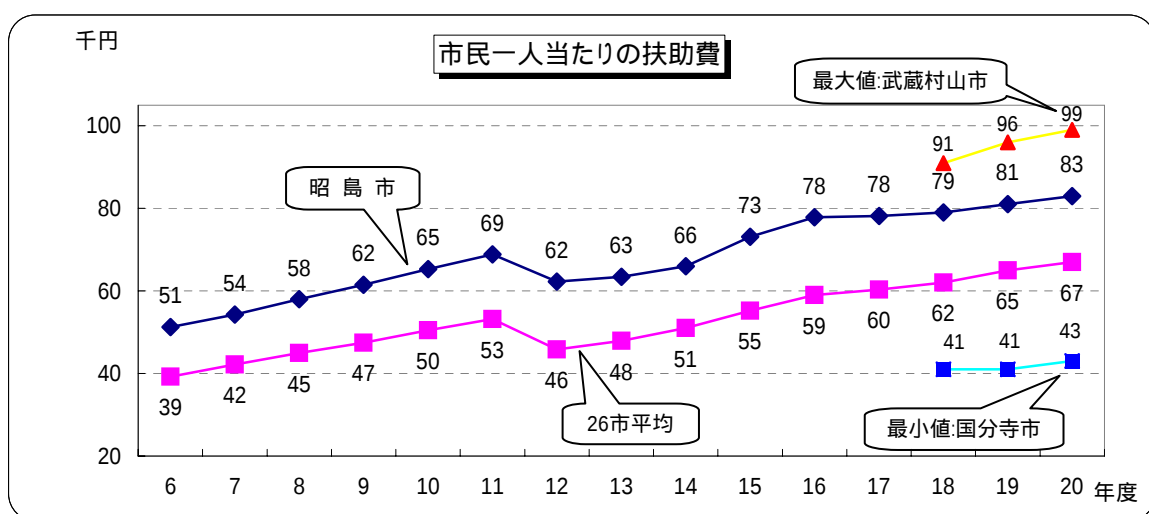
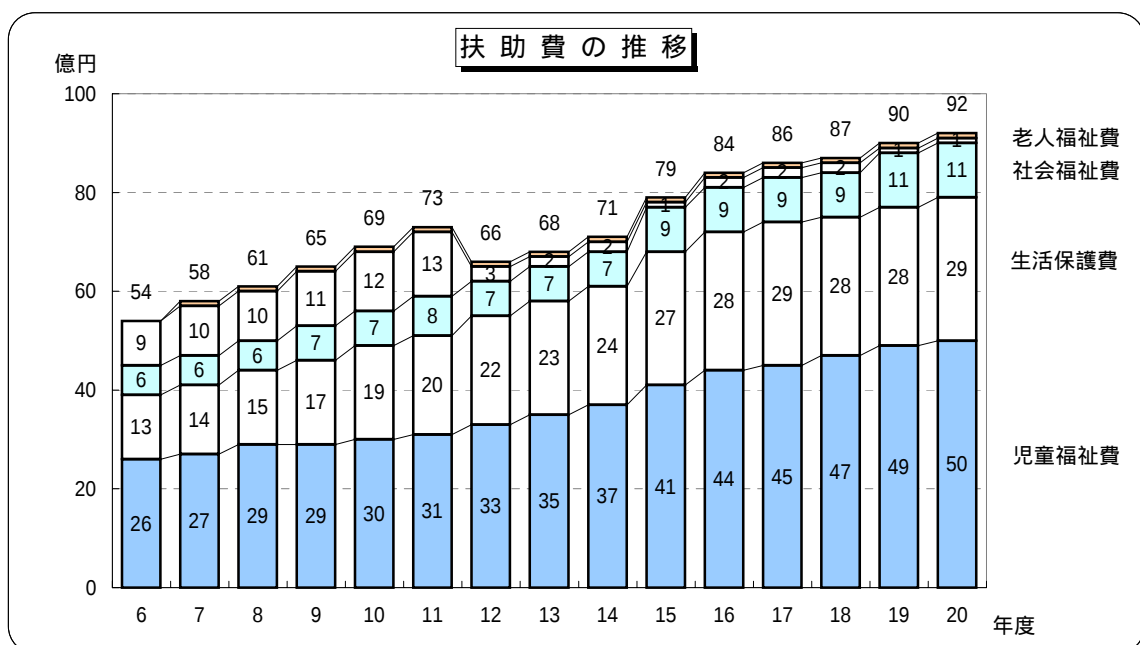
職 員 給：一般職職員の給与費で、退職手当を除く職員手当なども含んでいます。

扶助費の推移 ～増加を続ける扶助費～

平成20年度の扶助費の決算額は91億6千万円で、前年度に比べ1億6千万円1.8%の増となっています。少子化対策などで保育所運営費などの児童福祉費の増加や、社会経済状況の悪化による生活保護費などが増加しました。老人福祉費は、平成12年度の介護保険制度の導入により大きく減少しています。

扶助費のあり方については、給付水準や給付と負担などについて幅広い論議が必要となっています。

市民一人当たりの扶助費は82,845円で、26市の平均と比較して15,713円も高く、26市中多い方から5番目で、本市の扶助費の負担額は他市に比べて大きいことが分かります。



～ 用 語 解 説 ～

扶 助 費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を対象者に支給する経費です。

児童福祉費：保育所の運営費や児童手当等です。

生活保護費：生活保護法による生活、教育、医療扶助等です。

社会福祉費：身体、知的障害者等の援護費等です。

老人福祉費：老人福祉法による高齢者への援護費等です。

扶助費の内訳 ～利用者1人当たりのサービス受給額～

扶助費のうち、主な事業の利用者1人当たりのサービス受給額では、障害者施設や老人ホームなどの施設入所費が高く、次いで生活困窮者などへの生活費の扶助を主とする生活保護費の受給額が高くなっています。

また、サービス受給額は、国や都が負担している部分と利用者が負担している部分、市が負担している部分に分けられます。事業によっても異なりますが、サービス受給額のうち概ね1/2～1/4を市が負担しており、その財源は市税などの一般財源が充てられています。

なお、平成20年度（21年3月末現在）に給付やサービスを受けた人数（世帯）では、児童手当の受給世帯が6,276世帯と最も多く、次いで保育所への入所者が2,238人、生活保護費受給者が1,620人となっています。

主な扶助費と1人当たりのサービス受給額

（単位：千円）

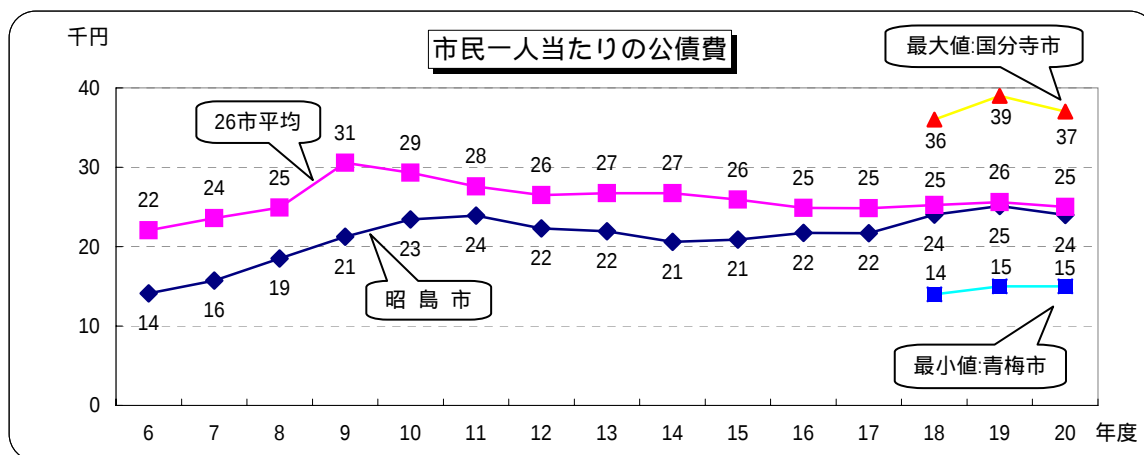
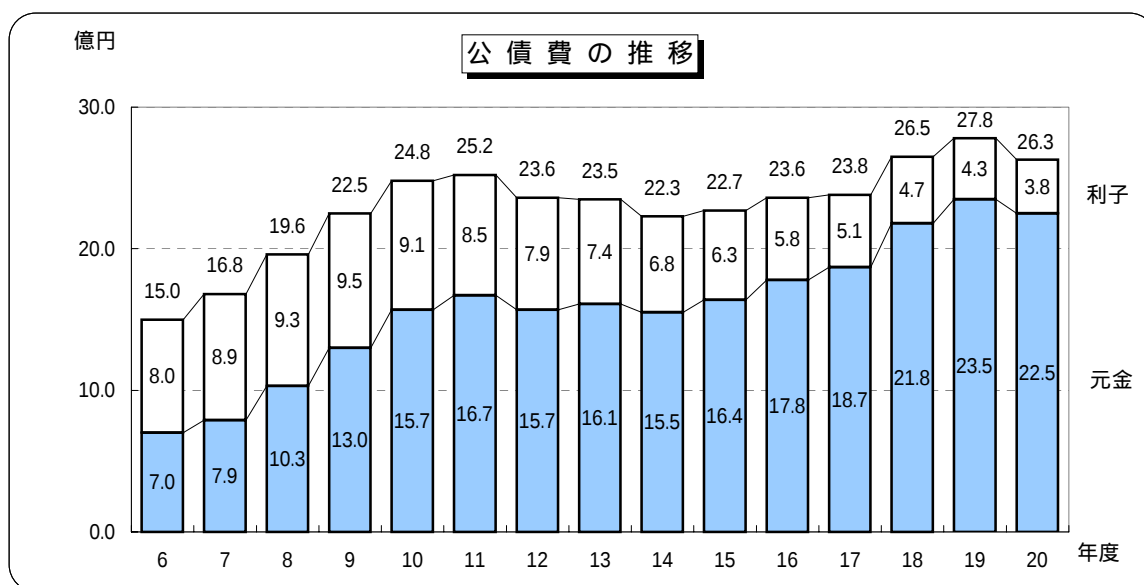
主な事業		かかった費用 の総額	サービスを 受けた人	1人又は1世帯 のサービス額	左のうち 市負担額	負担割合
主障害者支援	居宅介護等給付費	133,451	140人	953	238	25.0%
	施設入所支援給付費	290,476	143人	2,031	508	25.0%
	短期入所給付費	13,838	21人	659	212	32.2%
生活保護費 生活扶助・医療扶助・住宅扶助など		2,854,515	1,620人	1,762	376	21.3%
老人保護措置費 養護老人ホームへの入所		89,303	47人	1,900	1,672	88.0%
保育所費 保育園への入所		3,046,806	2,238人	1,361	518	38.0%
児童手当		757,175	6,276世帯	121	32	26.8%
児童扶養手当		471,446	954世帯	494	329	66.7%

注）利用者数のうち、障害者支援の主なサービスは利用者又は登録者、生活保護費、老人保護措置費及び保育所費は年度末現在の実人員、他は年間延べ利用人数又は世帯を12ヶ月で除し、平均人員又は世帯数に換算。

公債費の推移 ～予断を許さない今後の動向～

平成20年度の公債費の決算額は26億3千万円で、前年度に比べ1億5千万円5.4%の減となりました。これは、臨時財政対策債の償還が増加するものの、平成4年度に借入れた清掃センター建設事業債が前年度に償還終了となったことに伴う償還額の減などによるものです。財政の健全性を測る指標の1つである公債費比率は7.8%で前年度と比較して1.1ポイントの減となりましたが、26市の平均は7.4%で、本市は26市中16位となっています。市民一人当たりの公債費は23,786円で前年度に比べ1,334円減少し、26市の平均25,014円に比べ1,228円少ない額となっています。

公債費は、清掃センター建設事業債が順次償還満了を迎え平成21年度まで下がる見込みですが、進められている環境コミュニケーションセンター建設事業や拝島駅周辺整備事業など、大型の建設事業に多額の市債の借入れが予定されており、公債費の今後の動向をしっかりと把握する必要があります。



～用語解説～

公債費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

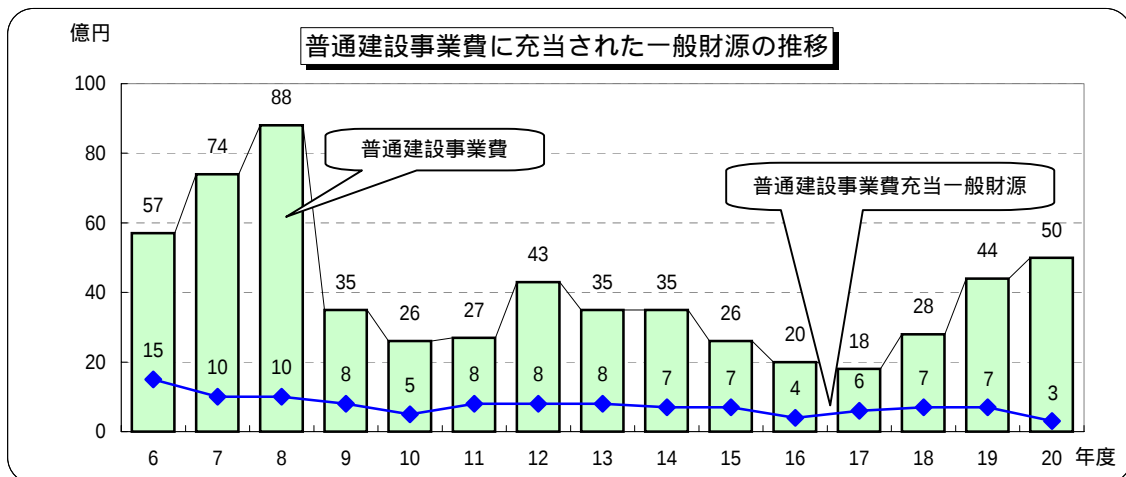
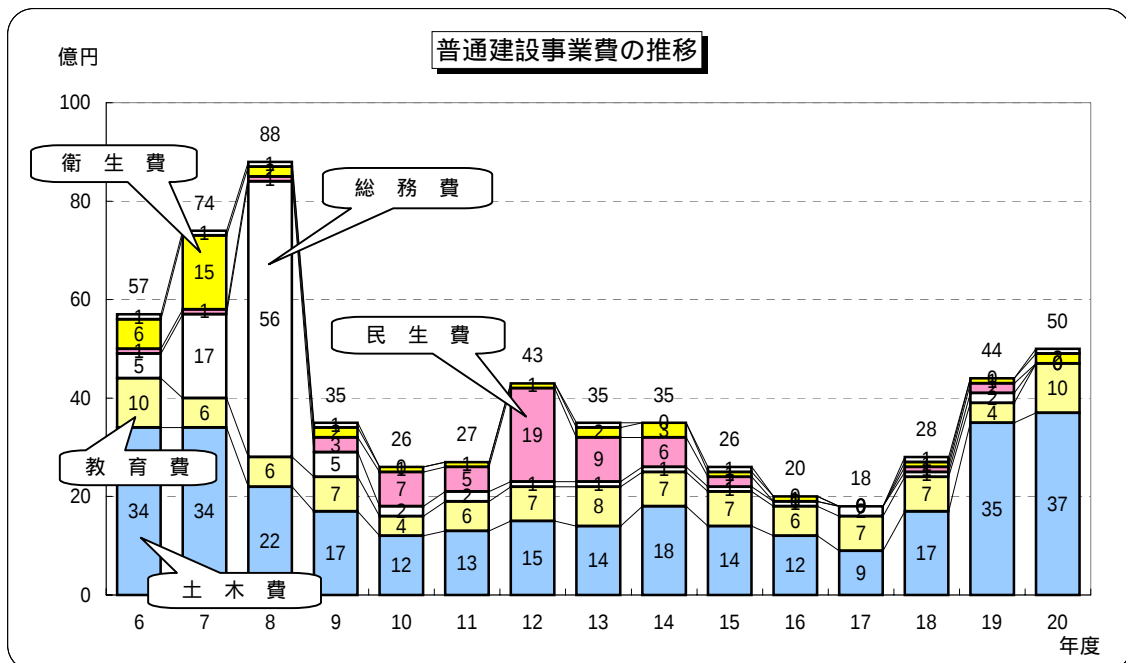
公債費比率：標準財政規模（標準財政収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債）に対する公債費の割合で、10%以内が健全な目安とされています。

臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、特例措置として地方交付税算定上の一定の数値により発行を許可される地方債です。

普通建設事業費の推移 ～増加する普通建設事業費～

平成20年度の普通建設事業費の決算額は50億4千万円で、前年度に比べ5億9千万円13.3%の増となりました。これは拝島駅自由通路整備事業が減となったものの、昭和公園整備事業や光華小学校校舎耐震化工事の増などが要因となっています。普通建設事業費は年度毎の事業計画により大きく変動しますが、市民一人当たりの負担額は45,548円で26市の平均と比較して10,853円高くなっています。

平成20年度の普通建設事業費に対する一般財源の充当額は3億4千万円で、普通建設事業費の6.8%に過ぎず、事業費の多くを国・都などの補助金や市債などに頼っている状況が続いています。



～用語解説～

普通建設事業費：施設や道路の建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

一般財源：P5を参照してください。

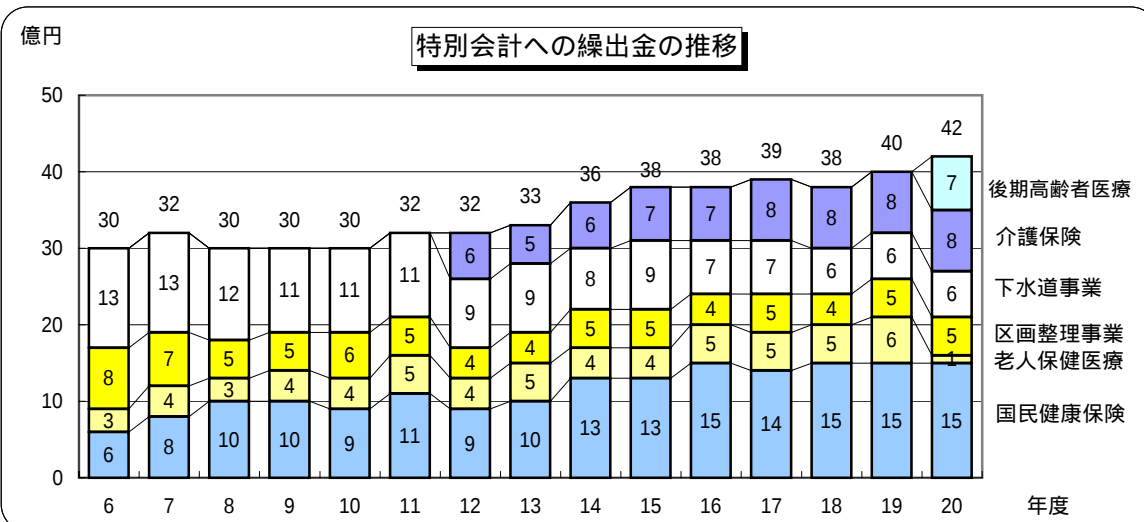
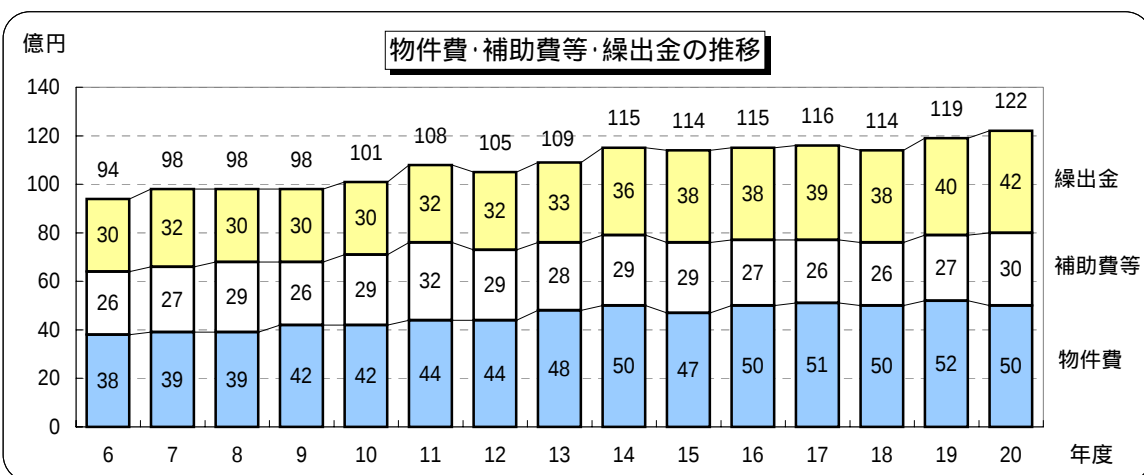
その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）

その他の経費には、物件費、補助費等、繰出金、維持補修費及び積立金などがあります。平成20年度の決算額は127億9千万円で、対前年度比7億7千万円0.6%の増となっています。

平成20年度における物件費は49億8千万円で対前年度比2億円3.9%の減となりました。市民一人当たりの物件費は45,006円で、26市の平均より2,234円低い額になっていますが、依然として厳しい財政状況が続く中、なお一層の抑制に取り組んでいます。

補助費等は30億円で、対前年度比3億円10.9%の増となっています。この要因は、市税還付金及び還付加算金の増によるものです。

また、繰出金は42億6千万円で、対前年度比2億2千万円5.5%の増となりました。国民健康保険特別会計は赤字決算が続いており、その赤字補てんなどのために15億3千万円を繰り出したほか、介護保険特別会計へも8億3千万円を繰り出すなど巨額な繰出しを行っており、一般会計を圧迫する要因となっています。



～ 用語解説 ～

物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称です。

補助費等：一部事務組合への負担金や各種団体への補助金など、市町村が他の市町村や民間へ目的を達成するために現金支給する経費です。

繰出金：一般会計と特別会計や、特別会計相互間に支出される経費です。

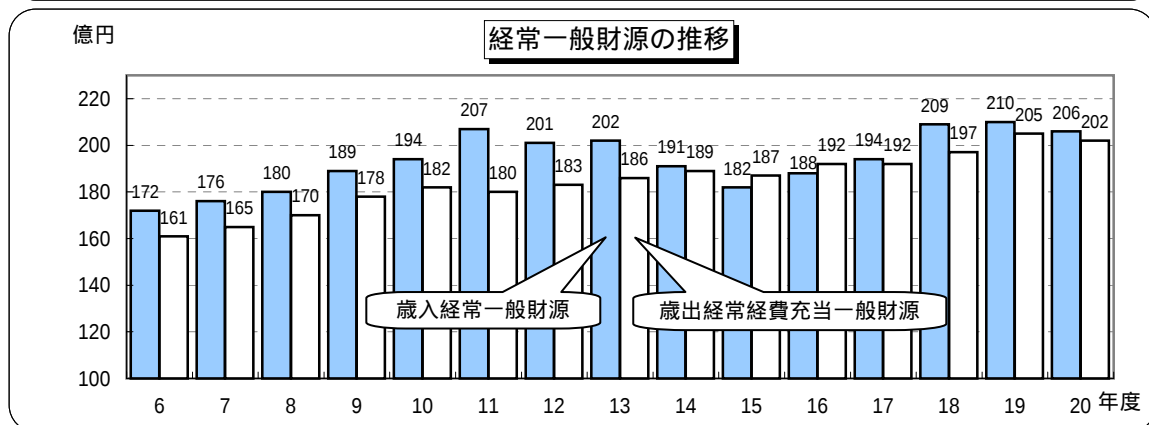
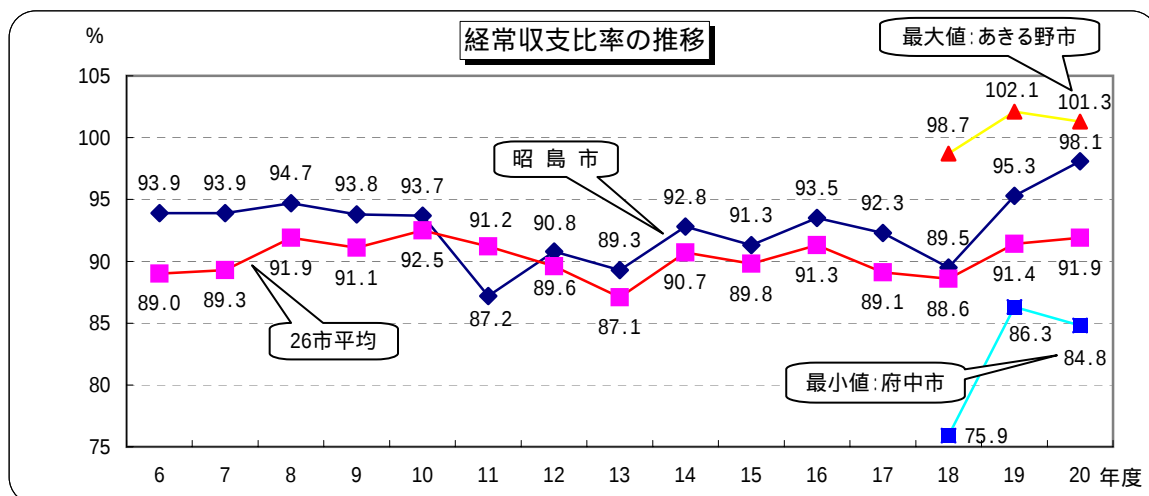
<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移 ～経常収支比率は2.8ポイント悪化～

財政構造の弾力性を示す指標として経常収支比率があります。端的に言えば、固定的な経費以外にどれだけの一般財源を使うことができるかを示す指標です。

本市の比率は、平成6年度以降90%を大きく超え、平成11年度には地方特例交付金の創設や地方(普通)交付税が大幅に増えたことなどから一時的に下がりましたが、翌年度から再び上昇してきました。また、平成18年度は税制改正により市税が大幅に増加したことなどから比率は改善されましたが、その後再び上昇に転じています。

平成20年度の経常収支比率は、歳入では臨時財政対策債の借入れをせず、歳出では職員退職手当や繰出金などが増となったことにより、前年度に比べ2.8ポイント増の98.1%となりました。



歳入経常一般財源が歳出経常経費充当一般財源を上回るほど、市民要望を実現する新規事業などの自主的な施策の充実を図ることができます。

平成20年度は歳入経常一般財源、歳出経常経費充当一般財源ともに前年度より減少しましたが、今後も引き続き歳出経費の伸びを抑え、財政の弾力性の回復を図る必要があります。

～用語解説～

経常収支比率： 経常的な歳出経費に使う一般財源額に対して、市税など毎年経常的に入ってくる一般財源額の比率。したがって、この比率が低いほど建設事業費などの臨時的な経費への対応力が大きくなります。一般的に80%を超えると財政の弾力性を失いつつあるといわれています。

歳出経常経費充当一般財源額

$$\frac{\text{歳入経常一般財源額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}{\text{歳出経常経費充当一般財源額}} \times 100$$

歳入経常一般財源： 一般財源のうち、市税(都市計画税を除く)や地方消費税交付金など安定的に収入されるものをいいます。

歳出経常経費充当一般財源： 人件費や扶助費など行政活動を行う上で経常的に支出される経費に対して、国や都からの補助負担金などを除いた一般財源充当額

市債現在高等の推移 ～市債現在高はゆるやかに減少～

市債には、学校や社会教育施設、道路などの建設資金として借入れる「建設事業債」と、国の減税政策や地方交付税財源の不足に伴い、地方の財源不足を補うために借入れが認められている減税補てん債や臨時財政対策債などの「赤字地方債」があります。

平成20年度の市債借入額は17億1千万円で、その全てが建設事業債となり臨時財政対策債などの借入れは行いませんでした。今後も赤字地方債の借入れに頼らない自立した財政運営ができるように、歳入の確保と歳出の抑制が課題です。

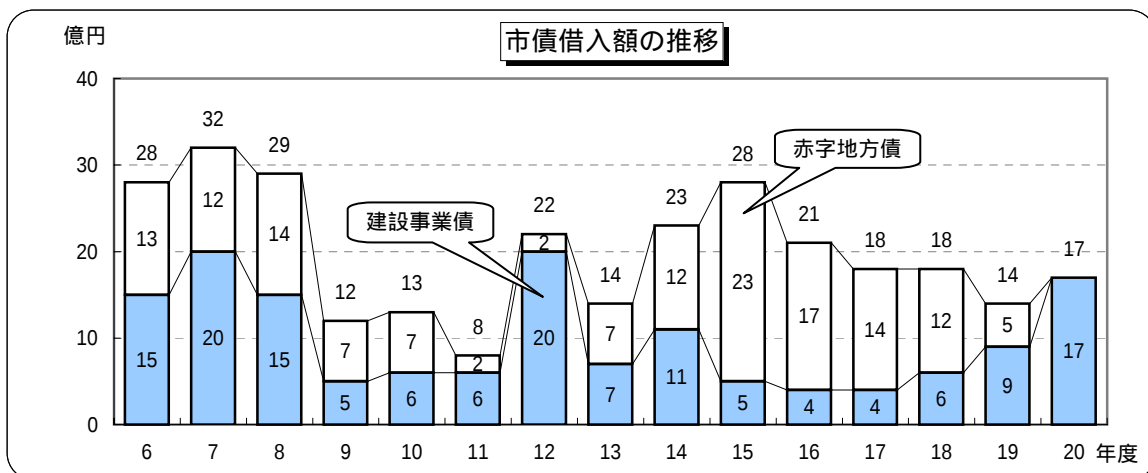
<主な事業の市債借入額>

(建設事業債)

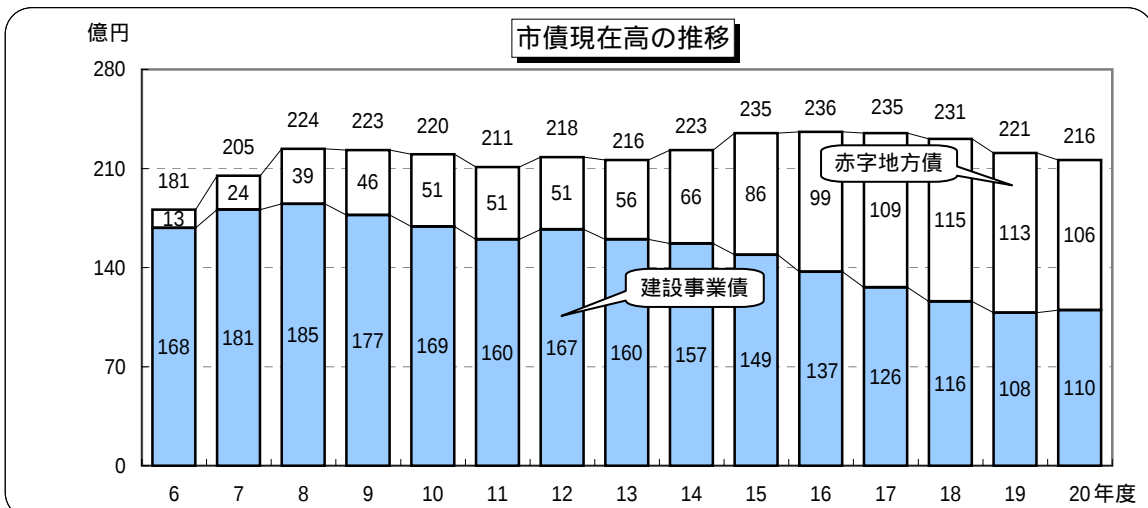
ごみ処理施設整備(3～7年度)	49.5億円
市庁舎建設(6～8年度)	13億円
市庁舎周辺道路整備(4～14年度)	21.9億円
保健福祉センター建設(11～13年度)	13.6億円
拝島駅周辺整備等(16年度～)	13.8億円

(赤字地方債)

減税補てん債(6～8年度)	38.8億円
(10年度)	7億円
(11～18年度)	17.2億円
減税補てん債借換債(16年度)	25.7億円
臨時財政対策債(13～19年度)	76.3億円



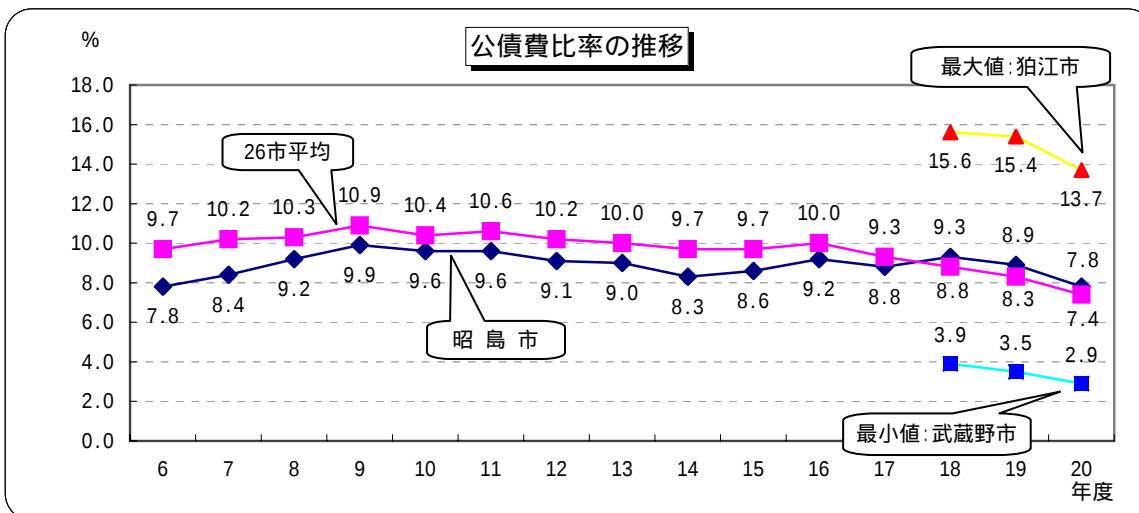
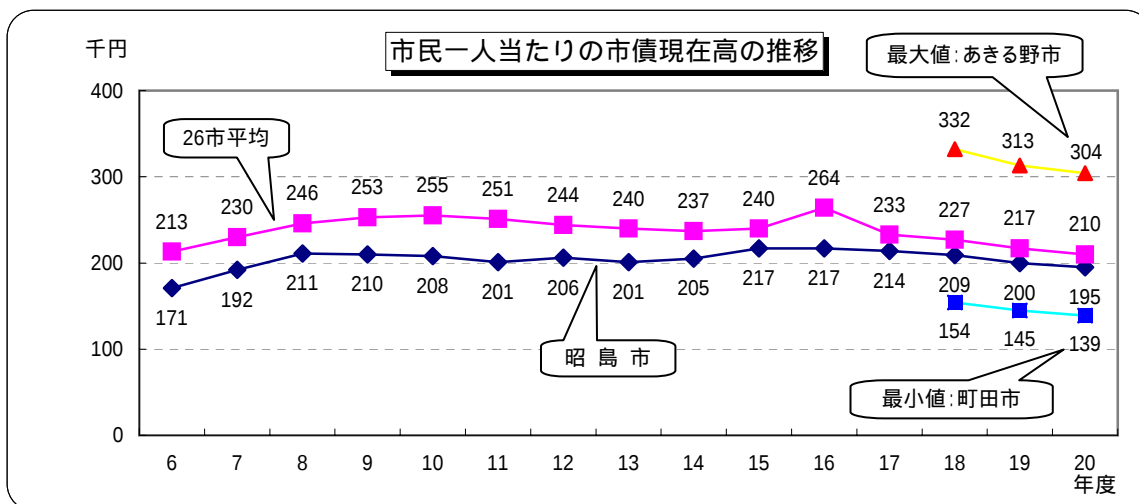
市債残高については、総額はここ数年緩やかに減少しており、建設事業債では平成8年度の市庁舎建設時をピークに減少傾向にあります。今後予定されている大規模普通建設事業に伴う市債の借入には注視する必要があります。また、赤字地方債では平成18年度からやや減少しているものの、市債の約半分を占めています。



市民一人当たりの市債現在高と公債費比率の推移

本市の市民一人当たりの市債残高は、他市に比べてやや低い水準にあります。平成20年度の一人当たりの市債残高は195,163円で26市平均の210,232円に比べ15,069円低くなっています。しかしながら、公債費比率は7.8%で前年度に比べ1.1ポイント低下しましたが、26市平均7.4%に比べ0.4ポイント高く、昨年と同様に26市平均を上回る結果となりました。

今後は今までに借入れた臨時財政対策債などの赤字地方債の償還に加え、予定される都市計画道路事業など大規模建設事業の財源としての建設事業債の増加も見込まれており、市債を計画的に管理していく必要があります。



～ 用語 解 説 ～

減税補てん債： 国の景気対策としての減税の影響による市税収入の減少分を補うために発行が許可される地方債。

基準財政需要額 地方交付税の算定における標準的な行政サービスを行うためにかかる経費

公債費比率 一般財源を基礎としている標準財政規模に対して公債費として支出する一般財源充当額の割合で、例えて言うならローン返済の毎年の負担の重さにあたります。数値が高くなるほど財政の硬直化が進んでいるとされ、一般的に15%を超えると危険信号といわれています。

$$\frac{\text{公債費に充当される一般財源額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}} \times 100$$

標準財政規模：普通交付税算定にあたり、一般財源を基礎としてその自治体の標準的な財政規模がどの程度になるかを示す数値。

平成19年度昭島市標準財政規模＝約212億8千万円

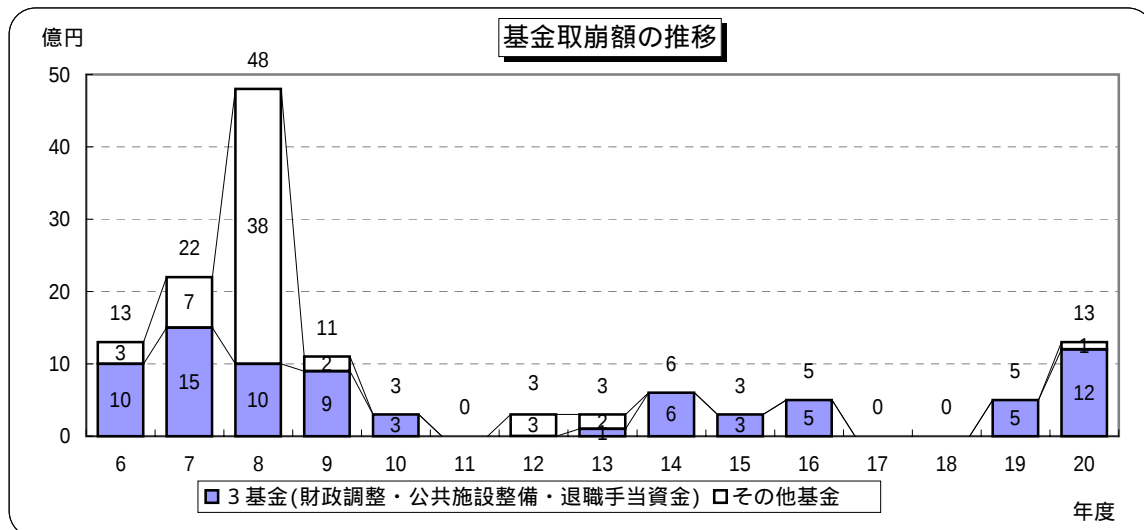
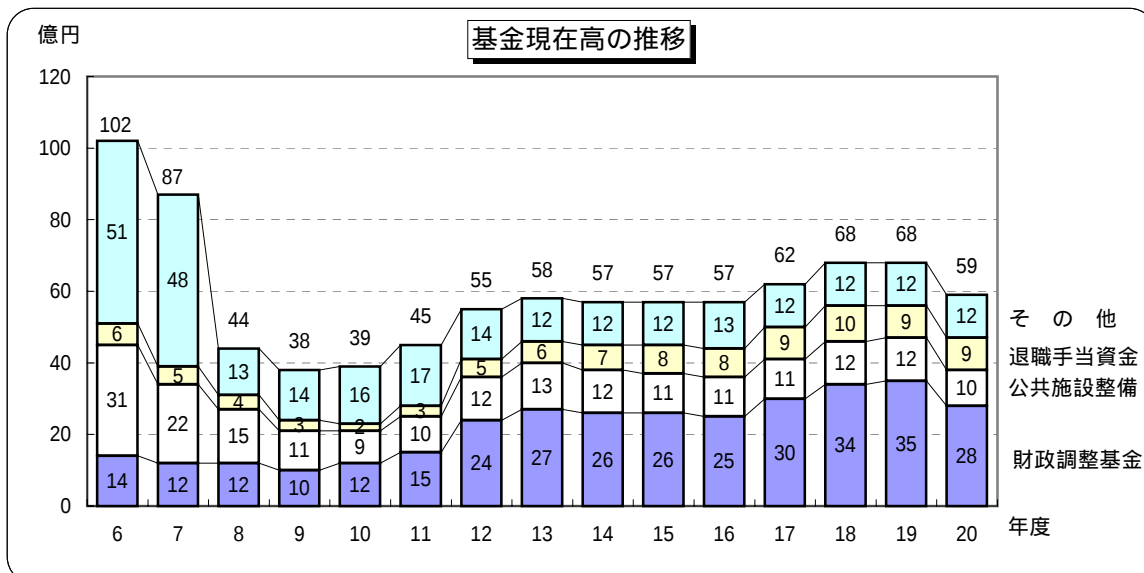
災害復旧等に係る基準財政需要額：普通交付税を算定するうえで、基準財政需要額に算入された公債費。

基金現在高の推移

市では、財政調整基金のほか公共施設整備資金積立基金など5つの特定目的基金を設置し財政運営を行っています。財政調整基金は年度間の財政調整のために、公共施設整備資金積立基金は公共施設整備のために積立っている基金です。また、退職手当資金積立基金は単年度の退職者数の大幅な増加に伴う財政収支の不均衡を補う目的で積立っている基金です。

平成3年度以降、大規模建設事業の実施や扶助費などの支出が増加する反面、市税の伸び悩みや収益事業収入の減などにより収支の均衡を失し、多額の取崩しを行ってきました。平成17・18年度は、企業収益の回復などから法人市民税収入の増などにより基金を取崩すことなく財政運営を行うことができましたが、平成20年度は財政調整基金のほか、退職手当資金積立基金、公共施設整備資金積立基金の3基金で合計12億4千万円の取崩しを行いました。

基金残高は全体で59億円となっていますが、今後税収の動向が懸念される中、大規模建設事業の実施や特別会計繰出金の増加、職員の大量退職などから多額の取崩しをせざるを得ない状況が見込まれ、引き続き厳しい財政運営が予測されます。



平成8年度の「其他基金」は、庁舎建設資金積立基金取崩し(37億7千万円)により大幅な増となっています。

～ 用語解説 ～

財政調整基金：年度間の財源調整を行い、財政の健全な運営を図ることを目的とした基金。地方財政法の規定に基づき、毎年、前年決算の実質収支額（剰余金）の1/2をこの基金に積立しています。

< 健全化判断比率及び資金不足比率 > あらし

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて新たな財政指標を算定し公表することが義務付けられました。これは自治体の財政破綻を未然に防ぐために財政の健全性を判断し、悪化した場合には早期の健全化につなげるものです。今までの制度とは異なり、特別会計や自治体が加入している組合なども指標算定の際の対象に含まれています。

実質赤字比率など4つの指標からなる健全化判断比率には国が定めた早期健全化基準が設けられており、この基準を1つでも超えると、財政健全化計画を定めて悪化した市の財政を建て直すことになります。また、公営企業については、各会計ごとに資金不足比率を算定することになっており、経営健全化基準が定められています。

平成20年度の健全化判断比率・資金不足比率の状況は下記の表のとおりです。各指標それぞれの算定方法などについては次ページ以降で解説します。

健全化判断比率と早期健全化基準

指標の名称	健全化判断比率	早期健全化基準	全国市区町村平均
実 質 赤 字 比 率	-	12.30%	-
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	17.30%	-
実 質 公 債 費 比 率	3.4%	25.0%	11.8%
将 来 負 担 比 率	27.0%	350.0%	100.9%

実質赤字額・連結実質赤字額がない場合は「-」と表しています。

資金不足比率と経営健全化基準

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	全国市区町村平均
下 水 道 事 業 特 別 会 計	-	20.0%	-
中神土地地区画整理事業特別会計	-	20.0%	
水 道 事 業 会 計	-	20.0%	

資金不足額がない場合は「-」と表しています。

上記のとおり、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を大きく下回り、資金不足比率についても発生しておりません。これらの指標から財政の健全度は高いといえます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、単年度の収支の状況を表すもので、赤字にはなっていませんが、今までお伝えしてきたとおり、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は高く、財政の硬直化が進んでいます。また、実質公債費比率及び将来負担比率は、借金（負債）の単年度及び将来に係る状況を表すものですが、基準を下回っているとはいえ、赤字地方債が残高のおよそ半分を占めている現状では、赤字地方債の借入に頼らない自立した財政運営が求められています。

実質赤字比率

実質赤字比率は、市の財政規模に対する一般会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、1年間の収入と支出を比べて、赤字になった額が家計の規模に対してどのくらいの割合であったかということです。

以下、特に断りのない場合、単位はすべて千円です。

一般会計の実質赤字額			
なし			
=			
標準財政規模		実質赤字比率(%)	
22,106,354		-	

(参考) 実質黒字額が422,004千円でしたので、実質黒字比率を算定すると1.90%となります。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の財政規模に対する全会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、仕送りを受けて一人暮らしをしている子どもなど、お金のやりとりのある世帯をあわせて1年間の収入と支出を比べて赤字になった額が、主の世帯の家計の規模に対してどのくらいの割合であったかということです。

平成20年度決算においては、国民健康保険特別会計が341,862千円の赤字となりましたが、他の会計はすべて黒字でしたので、合計すると2,250,256千円の黒字となりました。

全会計の実質赤字額			
なし			
=			
標準財政規模		連結実質赤字比率(%)	
22,106,354		-	

(参考) 全会計の実質黒字額が2,250,256千円でしたので、連結実質黒字比率を算定すると10.17%となります。

一般会計	: なし (422,004)
国民健康保険特別会計	: 341,862
老人保健医療特別会計	: なし (722)
介護保険特別会計	: なし (36,687)
後期高齢者医療特別会計	: なし (39,390)
下水道事業特別会計	: なし (1,769)
中神土地区画整理事業特別会計	: なし (15,803)
水道事業会計	: なし (2,075,743)

カッコ内は実質黒字額

～ 用語 解 説 ～

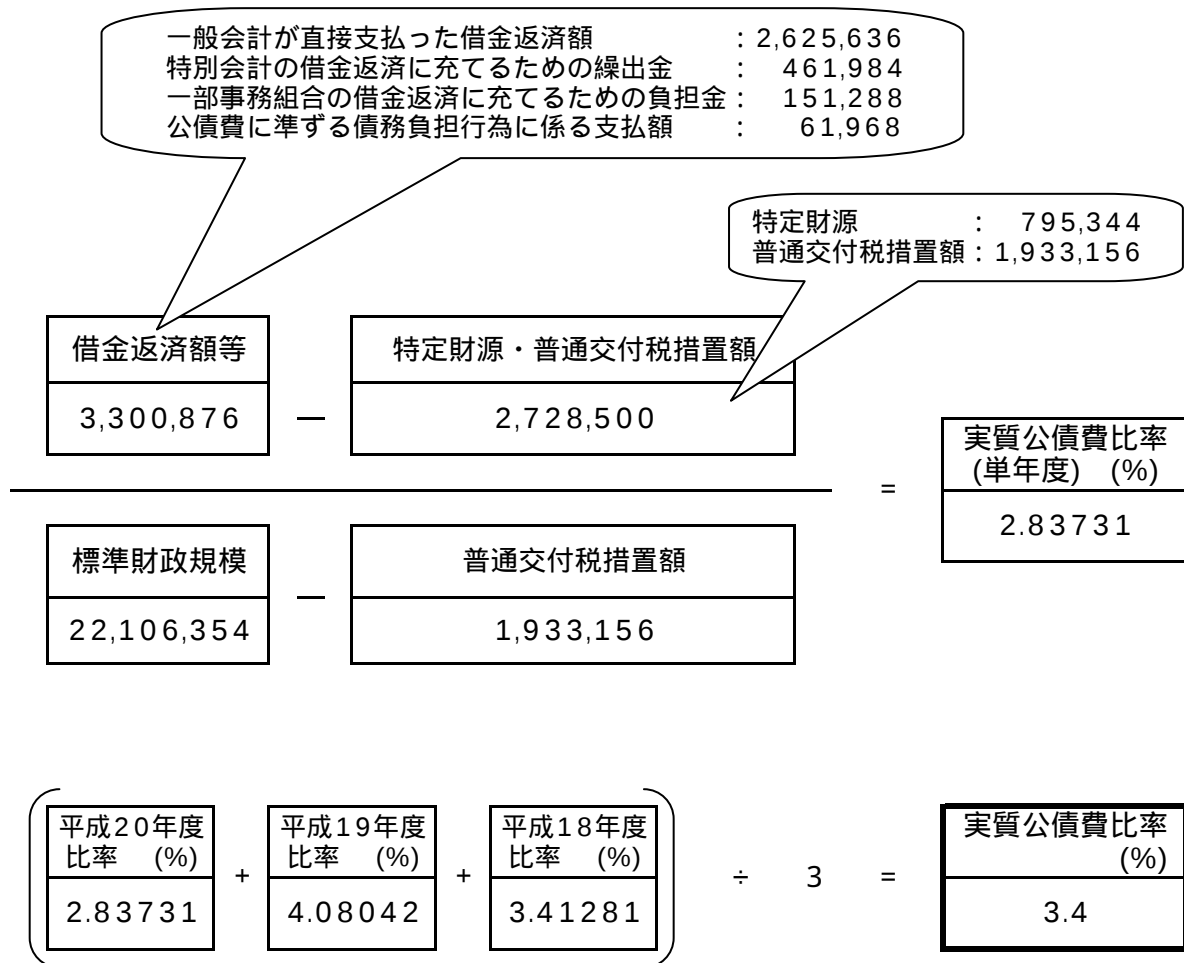
実質赤字額 : 歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支が赤字になった場合の、当該赤字額を言います。ただし、地方公営企業法が適用される水道事業会計の赤字額は、流動負債から流動資産の額を差し引いた額。また、法非適用宅地造成事業の中神土地区画整理事業特別会計は、実質収支と土地収入見込額の合計が赤字になった場合の額となります。

標準財政規模 : 普通交付税の算定にあたり、市税や地方消費税交付金などの一般財源（何にでも使えるお金）の収入額がどのくらいの規模であるかを示す数値を言い、各自治体の財政規模を表します。なお、地方財源が不足しているため普通交付税の代わりに臨時的に発行できるとされた借金（臨時財政対策債）の額を含みます。

実質公債費比率

実質公債費比率は、市の財政規模に対する、特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税などの割合を示します。家計に例えると、住宅ローンなどの借金返済額が1年間の家計でどのくらいの割合を占めていたかということです。

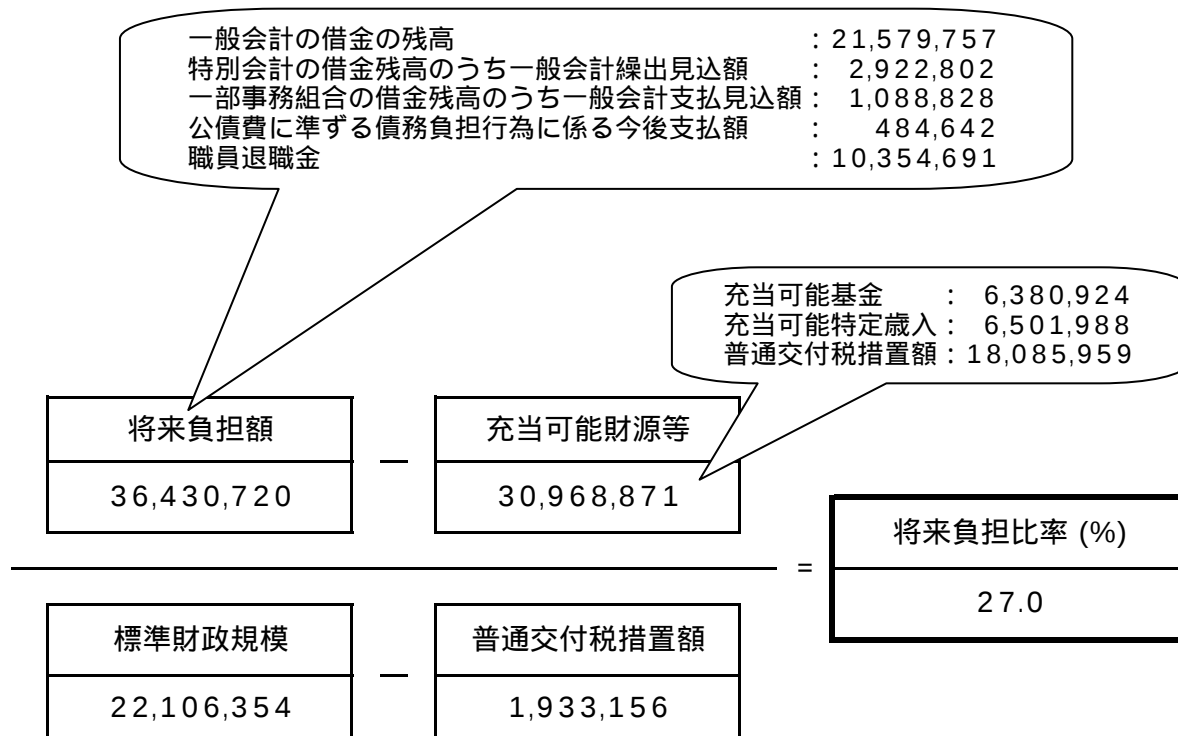
なお、前3カ年の平均値を平成20年度決算の実質公債費比率として扱います。



～ 用 語 解 説 ～	
借金返済額等	：通常、借金返済額（公債費）として扱うものは一般会計が直接支出する借金返済額ですが、実質的に借金返済額と考えられるもの（実質公債費）として、特別会計や一部事務組合の借金返済に充てるために一般会計が支払った額や、公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額（例えば土地開発公社から市が買い戻す土地の代金など）を、この指標では含みます。
特定財源	：使い道が定められていてほかには使えない収入のことで、都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税などです。
普通交付税措置額	：減税補てん債など、普通交付税算定上の需要（支出）額に含まれる借金返済額のことです。これらは国の施策による借金であり、公債費比率の計算において、分母・分子ともに差し引くことになっています。

将来負担比率

将来負担比率は、市の財政規模に対する今後支払う負債に充てる税などの割合を示します。家計に例えると、これから払わなければならない住宅ローンなどの残額から貯金などを差し引いた金額が、1年間の家計の規模と比べてどのくらいかという割合です。



～ 用語解説 ～

将来負担額 : 実質公債費比率で扱った借金返済額等の残高にあたり、一般会計の借金の残高のほか、特別会計や一部事務組合の借金の残高のうち繰出金や負担金といった形で一般会計が支払うと見込まれる額、債務負担行為として既に支払契約を結んでいるものの今後支払額及び職員の退職金などの総額になります。

充当可能財源等 : 年度年度に入ってくる一般財源以外で、借金返済に使える財源のことで、今ある貯金の額、都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税等の特定財源の今後収入見込額などのことです。なお、実質公債費比率と同様、普通交付税措置額は分母・分子ともに差し引くこととなっており、分母からは今後措置される借金総額を、分子からはその年度に措置された返済額を差し引いています。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の事業規模に対する資金不足額（赤字額）の割合を示します。

(1) 下水道事業特別会計

資金不足額		資金不足比率 (%)
-		-
=		
事業の規模		
2,126,464		

（参考）資金剰余額が1,769千円でしたので、資金剰余比率を算定すると0.0%となります。

(2) 中神土地区画整理事業特別会計

資金不足額		資金不足比率 (%)
-		-
=		
事業の規模		
15,803		

（参考）資金剰余額が15,803千円でしたので、資金剰余比率を算定すると100.0%となります。

(3) 水道事業会計

資金不足額		資金不足比率 (%)
-		-
=		
事業の規模		
1,737,276		

（参考）資金剰余額が2,075,743千円でしたので、資金剰余比率を算定すると119.4%となります。

～ 用 語 解 説 ～

資金不足額：下水道事業特別会計及び中神土地区画整理事業特別会計は、実質赤字額と同じです。水道事業会計では、流動資産から流動負債を差し引いた額となります。

事業の規模：営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額（又はそれに相当する額）のことです。なお、中神土地区画整理事業特別会計では、実質黒字額と土地収入見込額の合計額となります。

<今後の財政の健全化に向けて>

平成 20 年度の歳入は、景気悪化による法人市民税の減などはあったものの、大規模建設事業の財源としての国・都支出金が増となったことから、3 億 5 千万円の増となりました。一方歳出では、引き続き職員給与費など人件費の減に努めたものの、児童福祉費や生活保護費など扶助費の増や、拝島駅周辺整備事業など普通建設事業費の増、更には国民健康保険特別会計などへの繰出金も多額にのぼり、一段と歳出圧力が高まっています。

普通交付税は平成 16 年度以降引き続き不交付となり、また、国の財源不足に伴う臨時財政対策債の借入残高は、平成 20 年度末には総額で約 68 億円にもなりました。これまでに借入れた臨時財政対策債の償還も本格化し、更なる歳出の抑制が必要となってきました。

今後、より健全な財政を確立するため、平成 19 年 3 月に策定された『第三次昭島市中期行財政運営計画』などを基本に、引き続き歳入の確保と歳出の抑制を図る必要があります。具体的には、次のような対策などに取り組んでいくことが不可欠です。

歳入の確保

市税などの収納体制の強化及び徴収率の目標

市民間の公平性の確保と市政への信頼を高めるとともに、歳入の確保に向けて収納体制の強化を図るとともに、平成 23 年度の市税などの徴収率を、市税 95.0%以上、国民健康保険税 80.0%以上とすることを目標とする。

受益者負担の見直し

各種手数料、使用料についてはコスト主義を基本としながら、民間や近隣自治体の状況を踏まえ、行政サービスの受益と負担の関係を見直し、より公平で適切な料金体系を設定し適正化を図る。

新たな受益者負担の導入

現在、無料で利用できる公共施設や施設に併設する駐車場について、施設の設置目的、利用状況、立地条件などを踏まえるなかで受益者負担の導入を検討するとともに、各種健康診断などに対する一部負担金の導入についても検討を行う。

歳出の抑制

人件費の総コストの削減及び職員数の削減目標

効率的・効果的な事務の執行により、人件費の総コストの削減を図るとともに、平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数（785 人）を平成 24 年度までに 95 人（概ね 12%）削減し 690 人にすることを目標とする。（平成 21 年 4 月 1 日現在 740 人）

民間委託の推進

市が行っている事業について、聖域を設けることなく、委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら積極的に民間委託化を推進する。

徹底した歳出の削減

日常業務の中で、日頃より事務・事業の点検を行い徹底したコストの削減に努めるとともに、光熱水費の削減や庁用車の効率的な使用など地球温暖化対策の継続的な推進による歳出削減を図る。

社会経済状況の変化と地方分権や「三位一体の改革」の進展などにより、地方自治体は大きな変革期に直面しています。これからの自治体は、限られた財源の中で、地域の特性を踏まえ自らの意思と責任において、自主的・主体的に行財政運営を図ることが求められています。

健全な財政基盤を確立し更なる市民福祉の維持増進を図り、適正で効率的なサービスを将来にわたって継続的・安定的に提供するため、市が実施している全ての事業について、聖域を設けずに徹底した検証と見直しを図ることが必要です。見直しに当たっては、昭島市にふさわしいサービス内容か、最小の経費で最大の効果を挙げているかといった視点のほか、事業実施の必要性、重要性はもとより緊急性といった多角的な視点から検証を行います。

また、平成 22 年度の予算編成にあたっては、企業収益の減少、雇用の低迷による市税をはじめとする一般財源の大幅な減少が見込まれ、一方、歳出では扶助費などの増加が予想されることなどから、歳入歳出の乖離がこれまでに経験したことのないような額になるものと考えております。このように、市財政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況となりますが、更なる事務事業の効率化をはじめ、より選択と集中度を高めた行財政改革を行い、行財政の健全化に向け取り組んでまいります。